

ジェノサイド
大量虐殺の語源学
——あるいは「命名の政治学」
ポリティクス

添 谷 育 志

はじめに

本稿はティモシー・ガートン・アッシュの *Free World: Why a crisis of the West reveals the opportunity of our time*, London: Penguin Books, 2005 とマイケル・イグナティエフの *The Lesser Evil: Political Ethics in an Age of Terror*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2005 を同時進行的に翻訳する過程で生じた、本論の第1章注(13)で詳述する疑問が契機となっている⁽¹⁾。その疑問というのは、他でもない「ジェノサイド」という語彙に関するものである。

この地球上に人類という生き物が出現して以来、数知れない人々が他者の手によって殺されてきた。それらのなかで最も大規模なものは戦争だろう。「戦争こそ最大の公共事業」(ハイエク)だからである。もちろん戦争が民間人を巻き込む「公共事業」になったのは、第一次世界大戦以降のことである。その渦中にあった人々にとって、それは「第一次」という形容詞抜きの紛れもない「戦争そのもの」(The War)だった。あるいは「大戦争 (Great War)」、 「諸国民の戦争 (War of the Nations)」、 「欧州戦争 (War in Europe)」ないしは「諸戦争を終わらせる戦争 (War to end wars)」と呼ばれることもあった。名称はどうあれ極東に住む日本人にとって、第一次世界大戦とは所詮は他所事^{しよせん よそこ}だった⁽²⁾。しかしヨーロッパ人にとっては、第二次世界大戦にも勝るとも劣らない惨劇だった。ジョー

ジ・スタイナーが *In Bluebeard's Castle: Some Notes Towards the Re-definition of Culture*, New Haven: Yale University Press, 1971, pp. 32-33 [邦訳『青髭の城にて——文化の再定義のための覚書』(桂田重利訳, みすず書房, 1973年, 35-36頁)] で述べているように「第一次大戦の死傷者は単にその数が膨大だっただけでなく, かれらの死が選り抜かれた人たちの惨死だったということである。…(中略) …それは, 将来西欧人が一層の進化をとげ, 西欧人の諸制度が保たれるために必要なひとつの人間集団の消滅だった。かくして, すでに生物学的な意味において (in a biological sense) も, われわれは今, 消耗した文化, もしくは『後・文化』ともいべきものを目にしているというわけだ。英国においては, もしスタオナーが言うところの「知性の, 神経の弾力の, そして政治的な才能の決定的な重要な人的資源」(同上) が生き延びていたら, その後の歴史は変わっていただろうと言われるほどのものだったのだ。

事実, 英国では第一次世界大戦を契機に「徴兵制」が導入され, それによって英国人の日常生活は激変した。英国人にとって「聖なる」習慣とも言うべき「飲酒」は制限され, 街路からは灯りが消えサマータイムが導入され, 英国人は以前より一時間早起きするようになった⁽³⁾。それよりもさらに大きな変化は, 戦争によって死ぬ人々, とりわけ民間人の死亡者の数が激増したことである。たとえば第一次世界大戦における戦闘員の死者の総計は900万人だったが, 非戦闘員(あるいは民間人)の死者の総計は1,000万人だった。また第二次世界大戦における英国の戦死者は総計で38万人だったが, その内で民間人(ないしは非戦闘員)の数は24万だった。他の国々においてもこの傾向に変化はない。日本においては軍人ないしは戦闘員の死者が230万人だったのに対して, 民間人ないしは非戦闘員の死者は80万人だった。ここから見てとれることは, 第一次世界大戦を境にして, 民間人あるいは非戦闘員の戦死者が確実に増加しているという事実である。まさにマーク・マゾワーが言うように, 20世紀前半のヨーロッパはまさに「暗黒の大陸 (Dark Continent)」だったのだ⁽⁴⁾。

ところが第二次世界大戦以降の世界において問題なのは、戦争による死者もさることながら、いわゆる「大量虐殺」による死者の増大である。現在、世界各地で生じている「大量虐殺」の事例は枚挙^{いとま}に暇がないほどである。もちろん「大量虐殺」の定義にもよるが、現在いわゆる「ジェノサイド条約」〔正式には「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（Convention on the Prevention and Punishment on The Crime of Genocide）」と呼ばれ、1948年12月9日の第3回国連総会決議260A(III)によって全会一致で採択された。1951年1月12日に本条約は発効したが、日本は日本国憲法第2章第9条「戦争の放棄」の問題や国内法の未整備、たとえば本条約では「集団虐殺の扇動」も処罰の対象になっているが、日本の国内法では扇動だけでは処罰できないなどの理由により未加盟である〕⁵⁾によって「大量虐殺」と認定されているものは、

- (1) ルワンダ紛争に伴うジェノサイド〔1994年にルワンダで発生したジェノサイドである。1994年4月6日に発生したルワンダ大統領のジュベナール・ハビヤリマナとブルンジ大統領のインタリヤミラの暗殺からルワンダ愛国戦線(RPF)が同国を制圧するまでの約100日間に、フツ系の政府とそれに同調する過激派フツによって、多数のツチと穏健派フツが殺害された。正確な犠牲者数は明らかとなっていないが、およそ50万人から100万人の間であり、すなわちルワンダ全国民の10%から20%の間と推測されている〕。
- (2) ナチスによるユダヤ人に対するホロコースト〔第二次世界大戦中にヒトラー率いるナチ政権下のドイツおよびその占領地域においてユダヤ人やロマ、スラブ民族、共産主義、ポーランド人、身体的・精神的に欠陥があると見なされた人々や同性愛者などに対して実行された組織的かつ意図的な大量殺戮のことである。これによって殺害されたユダヤ人の数は約600万とされている。犠牲者の総数については諸説あるが、900万から1,000万人にのぼるとされている。ホロコーストという言葉は「全

部 (ὅλος *holos*)」を意味するギリシア語と「焼く (καυστός *kaustos*)」を意味するギリシア語を結合したギリシア語「ὄλοκαυστον *holokauston*」を語源とし、ラテン語「*holocaustum*」からフランス語「*holocauste*」を経由して英語に入った語であり、「丸焼きの供物」を意味する。またここから派生した意味に「火災による惨事」があった。ホロコーストに相当するヘブライ語は「オラー (*olah*)」だが、とくに「ナチスによるユダヤ人大虐殺」を指す場合は「惨事」を意味するショア (שואה) が用いられる。かつて英語では「ジェノサイド」などが用語として一般的だったが、1978年アメリカNBC系列で放映された長編テレビドラマ『ホロコースト』が衝撃的な内容から社会的現象となり、以後この言葉が「ユダヤ人大虐殺」を表すものとして普及した。日本ではホロコーストを強制収容所におけるガス室を利用した大量殺戮に限定して議論することがあるが、多くの歴史学者は、ナチ政権が発足した1933年から第二次世界大戦が終結した1945年の間に、強制収容の結果として疫病の蔓延や飢餓が原因で大量死に至ったものや、不当な裁判による大量の処刑もホロコーストと呼んでいる。

- (3) 旧ソ連政府とNKVD (ソ連の秘密警察) によるウクライナ人に対するホロドモール [ウクライナ語では Голодомор と表記され、英語では *Holodomor*, *Famine Genocide*, *Ukrainian Genocide* と表記され、日本語では「聖絶」と表記されている。1932年から33年にかけてソ連のウクライナとウクライナ人が居住するその他の地域で起きた大飢饉のことで、その原因は人為的なものであり、ウクライナ人に対する大量虐殺と見なされている。なおこの事件については、ロバート・コンクレスト『悲しみの収穫 ウクライナ大飢饉——スターリンの農業集団化と飢饉テロ』(白石治朗訳、恵雅堂出版、2007年)などを参照されたい。この大飢饉が当時のソ連の共産党による計画的な飢餓ではないかとする議論が長年続いて

いた。2006年にウクライナ議会は、「ウクライナ人に対するジェノサイド」であると認定した。また、米英など西側諸国においても同様の見解が示されており、ソ連による犯罪行為であるとしている。アルメニア人の大虐殺、ユダヤ人のホロコーストなどと並んで20世紀の最大の悲劇のひとつである】。

- (4) 旧ユーゴスラビアにおけるユーゴスラビア紛争〔とくにボスニア内戦時における1995年から開始されたセルビア人の武装勢力によるスレブレニツァにおける虐殺はその犠牲者が8,000人以上にものぼり、「旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷」や「国際司法裁判所」によってジェノサイドとして認定された。なおこれに関しては、マイケル・イグナティエフ『ヴァーチャル・ウォー——戦争とヒューマニズムの間』（金田耕一・他訳、風行社、2003年）および長有紀枝『スレブレニツァ——あるジェノサイドをめぐる考察』（東信堂、2009年）などを参照されたい〕。

などである。

またこれら以外でも国際世論によって「大量虐殺」とほぼ見なされてものとしては、

- (1) ダルフール紛争における集団虐殺〔これは現在進行中の虐殺である。国連によってジェノサイドとしては認定されていないため、強制的な介入は実施されていない。詳細については第2章第〔III〕節を参照されたい〕。
- (2) オーストラリアの原住民（アボリジニ）に対する強制同化政策〔オーストラリア議会の報告書では、これが条約に規定されているジェノサイドに相当するとの見解が出されたが、行政府はこの見解に反発している〕。
- (3) トルコ人によるアルメニア人に対する大量虐殺〔トルコ政府はこれがジェノサイドと認定されることに反発しているが、国際的に現在も論争が続いている。また一部の国においては議会で正式にジェノサイドと認

定するか否かを審議中である（たとえばベルギー議会では2007年11月6日に、これをジェノサイドとして認定する決議案が提出されたが、現在も下院で審議中である）。詳細については第1章第〔II〕節を参照されたい〕。
などがある⁽⁶⁾。

20世紀に限定しても「南京虐殺事件」、「カチンの森」、「ドレスデン爆撃」、「東京大空襲」、「広島・長崎への原爆投下」、「ソ連による日本兵のシベリア抑留」、「台湾の2・28事件」、「アルジェリアにおけるフランス軍の暴行」、「インドネシアの9・30事件」、「東ティモール独立への弾圧」、「ポル・ポト政権の大虐殺」〔これに関する文献としては Ben Kiernan, *The Pol Pot Regime: Race, Power, and Genocide in Cambodia under the Khmer Rouge, 1975-79*, New Haven and London: Yale University Press, 2002 がある〕、「スレブレニツァの虐殺」、「アル・カイダによる同時多発テロ」などを総計すれば、犠牲者の数は優に100万を越える。

以下本稿では、先ず「ジェノサイド」という言葉を創出したラファエル・レムキン (Raphael Lemkin) の生い立ちと経歴を紹介し、彼が「ジェノサイド」という言葉を創出するに到った経緯を、トルコ人によるアルメニ人に対する大量虐殺との関連づけて辿り (第1章)、次に主としてダルフル紛争における集団虐殺に例を採り、ある事態を「ジェノサイド」と命名することに含まれる政治力学について考察することを通じて、主として Martha Minow, *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History After Genocide and Mass Violence*, Boston, Massachusetts, Beacon Press, 1998〔邦訳『復讐と赦しのあいだ——ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』(荒木教夫・駒村圭吾訳, 信山社, 二〇〇三年)〕に依拠しつつ、「ジェノサイド」の加害者と被害者との間での「和解 (Conciliation)」、「償い (Redress)」あるいは「赦し (Forgiveness)」はいかにして可能なのかを考察する (第2章)。

注

- (1) この点については拙稿「ふたつの9/11と『より小さな悪』」(明治学院大学『法律科学研究年報』第26号, 2010年度), 51-61頁を参照されたい。
- (2) 第一次世界大戦については, ジェームズ・ジョル『第一次大戦の起源』(池田清訳, みすず書房, 1997年); バーバラ・タックマン『八月の砲声(上・下)』(山室まりあ訳, 筑摩書房, 2004年) および Norman Stone, *World War One: A Short History*, London: Penguin, 2008 [本書の著者ノーマン・ストーンは1941年にグラスゴウで生まれ, 1987年から1997年までオックスフォード大学の近代史教授を務め, その後トルコに渡りアンカラにある「ビルケント大学 (Bilkent University)」国際関係学部で教授を務め, 2005年以降はイスタンブールにある「Koc University」で教鞭を執っている。1987年から92年にかけてサッチャー元英国首相の外交政策アドバイザーを務めた。トルコとの関係が深く, 2006年には第1章で述べる「アルメニア人大量虐殺」を「ジェノサイド」として認めることを否定する論説 “There is No Armenian Genocide”, in: *Journal of Turkish Weekly*, 21 October, 2006 を執筆した。なお最新作としては *The Atlantic and Its Enemies: A Personal History of The Cold War*, London: Allen Lane, 2010 がある]などを参照。
- (3) A・J・P・テイラー『イギリス現代史——1914-1945』(都築忠七訳, みすず書房, 1987年)の各所を参照。なお英国における「徴兵制」に関する邦語文献としては小関隆『徴兵制と良心的兵役拒否——イギリスの第一次世界大戦経験』(人文書院, 2010年)がある。
- (4) Mark Mazower, *Dark Continent: Europe's Twentieth Century*, London: Penguin Books, 1998 を参照。ちなみに本書の著者マゾワーは1958年生まれの英国の歴史家で, 現在はコロンビア大学の歴史学教授を務めていて, 専門はギリシア現代史, バルカン諸国の歴史, 20世紀ヨーロッパ史など多方面にわたる。No *Enchanted Place: The End of Empire and Ideological Origins of the United Nations*, New Haven: Yale University Press, 2009 を初めとして, 多数の著書がある。またオスマン帝国のアルメニア人に対する処遇に関する論説として “The G-Word”, in: *London Review of Books*, Vol. 23, No. 3, 8 March 2001 がある。言うまでもなく本論説の表題 “The G-Word” は, “Genocide” のことである。
- (5) 『解説 条約集(第九版)』(編集代表:小田 滋・石本康男, 三省堂, 2001年)による。ただし『ベーシック条約集(第二版)』(編集代表:田畑茂二郎・高林秀夫, 東信堂, 2000年)によれば, 同条約は「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」とされている。
- (6) これに関しては松村高夫・矢野 久編著『大量虐殺の社会史——戦慄の二〇世紀——』(ミネルヴァ書房, 2007年)を参照。ちなみに本書において大量虐殺の事例

大量虐殺の語源学——あるいは「命名の政治学」

として採り上げられているのは、「トルコにおけるアルメニア人虐殺（1915～16年）」、「ドイツにおけるユダヤ人虐殺（1942～45年）」、「『クロアチア独立国』におけるセルビア人虐殺（1941～42年）」、「韓国・老斤^{ノグンリ}里における虐殺（1950年）」、「ルワンダにおけるジェノサイド（1994年）」、「グアテマラにおけるマヤ民族虐殺（1961～96年）」、「メキシコにおけるアクテアルにおける虐殺（1997年）」の7例である。

第1章

〔I〕ラファエル・レムキンの生い立ちと経歴

周知のように“Genocide”という言葉はポーランドの法律家であるラファエル・レムキン⁽¹⁾が、自著 Raphael Lemkin, *Axis Rule in Occupied Europe: Laws and Occupation, Analysis of Government, Proposal for Redress*, Introduction to the Second Edition by William A. Schabas, Introduction to the First Edition by Samantha Power, Clark, New Jersey: The Lawbook Exchange, Ltd., 2008〔なお本書の初版が出版されたのは1944年である〕において初めて用いたものである。

ラファエル・レムキンは1901年〔一説によれば1900年〕6月24日にポーランド東部にある Bezwodne という村で生まれた。出生当時の名前は Rafal Lemkin である。両親は芸術を愛するユダヤ人であり農業を営んでいた。14歳までは言語学、哲学に造詣深い画家である母親と家庭教師に学び、その間にフランス語、スペイン語、ヘブライ語、イディッシュ語およびロシア語をマスターした。その後ポーランドの Lviv にある「John Casimir University」に進学し、次いでドイツのハイデルベルグ大学で言語学と哲学を専攻した。1926年に法律学を学ぶためポーランドに戻り、29年に卒業後ワルシャワで検察官を務め、同市で家族法を教えた。そのかわり大量殺害を禁じ、かりにそれが実行された場合には政治介入することを世界中の政府に約束させるような法律の草案作成に着手し最終的には成案をみたが、結局それは無視された。その後検察官を辞任し、34年から39年までワルシャワで弁護士を務めた。

1939年9月ドイツ軍がポーランドに侵攻し、いわゆる第二次世界大戦が勃発するに及んで、レムキンはソ連の旧ポーランド領の寒村を逃れユダヤ人一家の世話になり、ヒトラーがユダヤ人の虐殺を狙っていると警告したが、その一

家は彼の警告を信じようとはしなかった。その後レムキンはポーランド東部に住んでいる両親と兄を訪ね、彼と一緒にポーランドから出国しようと懇願したが、これも彼らには受け容れられなかった。40年2月、彼は当時中立国だったスウェーデンに逃れ、そこで暮らしながら、ヒトラーによって占領された国々で起こっていることについての情報収集に奔走した。

1941年レムキンはアメリカ合衆国に向かい、ノース・カロライナ州のデューク大学で教鞭を執った。44年に彼は『占領下のヨーロッパにおける枢軸国の統治 (*Axis Rule in Occupied Europe: Laws and Occupation, Analysis of Government, Proposal for Redress*)』を出版し、その中で「国民的集団の絶滅を目指し、当該集団にとって必要不可欠な生活基盤の破壊を目的とする様々な行動を統括する計画」を一語で表現するために「ジェノサイド」という言葉を創出したのである。

第二次世界大戦後の1946年に、彼は兄イライアスとその妻と二人の息子をドイツで探し当てたが、兄以外の親族は全員殺害されていた。レムキンにとって「ジェノサイド」という言葉を創り出したことは、後に詳述する彼の生涯に渡る努力の始まりにすぎなかった。彼は各国政府や外交官に働きかけて、「ジェノサイド」を国際的に認知された犯罪にするため奔走した。レムキンこそ「ジェノサイド条約」の立役者だったのだ。その功績に報いるために、50年から59年にかけて7回も「ノーベル平和賞」候補になったが、その功績は既に周知の事実だったためか受賞には到らなかった。彼は1959年8月28日にニューヨークで貧困のうちに永眠した⁽²⁾。

〔II〕「ジェノサイド」という言葉の創出とその背景

上述したレムキンの経歴に関する項では、あえて省略したが、彼が集団的・組織的殺害という事態に関心を抱いた契機は、トルコによるアルメニア人に対する大量殺戮にあった。Jane Springer, *Genocide, Canada: Groundwork Books Ltd*, 2006〔邦訳『1冊で知る 虐殺』(石田雄治・解説, 築地誠子訳, 原書房, 2010年)〕

では、こう述べられている。

〈(前略) ドイツ時代に、ソゴモン・テフリリアンの裁判に関心を持つようになった。テフリリアンは一九一五年にトルコで起こったアルメニア人虐殺の生存者で、その後ベルリンにやってきて、虐殺の扇動者ひとりである前内務相メフメト・クラートを一九二一年に暗殺した。

やがてレムキンは、ライフワークとなるこの問題——大量殺害は法律で罰せられないという事実——に取り組みはじめた。あらゆる人がクラートは有罪だと認めているにもかかわらず、なぜ告発できないのか? 「テフリリアンはひとりの男を殺して罪に問われたが、圧政者クラートは百万人以上殺しても罪に問われない」のはなぜなのか、とレムキンは考えた。

テフリリアンは無罪放免され、多くの人びとは裁判で陳述された内容を忘れてしまったが、レムキンは違った。〉⁽³⁾

ここから看取できるのは、レムキンにとってアルメニア人虐殺事件がいかに大きな衝撃を彼に与えたかということである。

ところでアルメニア人虐殺事件とはいかなるものだったのだろうか。そのためには、いささか遠回りすることになるが、アルメニア人が辿った歴史を振り返ってみなければならない。

アルメニア共和国(通称アルメニア)は西アジア、南カフカスに近接する共和政を採る国家である。首都はエレバンであり、黒海とカスピ海の間にある国で、西にはトルコ、北にはグルジア、東にはアゼルバイジャン、南にはアゼルバイジャンの飛び地ナヒチェヴァン自治共和国がある。1991年12月にソビエト連邦が解体することにより独立した。ナゴルノ・カラバフの帰属をめぐるアゼルバイジャンと、アルメニア人虐殺問題に対する歴史認識をめぐるトルコと激しく対立している。一世紀頃にはキリスト教が浸透し、紀元301年には世界

で初めてキリスト教を国教とした。その後サーサーン朝ペルシアの支配下に入り更にアラブの侵攻を受けるが、9世紀半ばにはバグラト朝が興り独立を回復した。しかしバグラト朝も長くは続かず、セルジューク朝やモンゴル・ティムール朝などの侵入が相次いで国土は荒廃した。このため10世紀に多くのアルメニア人が故国を捨てる（ディアスポラ）ことになった。また中世の東ローマ帝国ではアルメニア系の王朝が建てられたことがある。なおアルメニア人の大多数はアルメニア教会の信者である。12世紀になってアルメニア王国や東ローマ帝国が衰退・崩壊した後は世界中に拡散し、商工業の担い手として各地にネットワークを広げて活躍した。この点はよくユダヤ人と比較されることも多い。移住先においても独自のネットワークを築き、宗教をアイデンティティとすることなど、両者には共通している側面もある。オスマン帝国、サファヴィー朝、ムガル帝国の領内で独自のコミュニティを形成し、これらを結ぶ形でアルメニア商人の商業網が構築された。たとえばイランの絹を17世紀にはアレppo、18世紀にはイズミル経由でヨーロッパ市場に供給した。1636年にアルメニアはオスマン帝国とサファヴィー朝ペルシアに分割統治されるが、1828年のトルコマンチャーイ条約によってペルシア領アルメニアはロシア領となる。また古代から兵士としての能力にも定評があり、ブルタークや東ローマ帝国皇帝ニケフォロス二世はアルメニア兵の能力を自らの著書で賞賛している。またトゥールーン朝、ファーティマ朝といったエジプトの王朝には亡命アルメニア人によって編成された部隊が存在していた。一説によれば、古代のアルメニア人の最初の職業は軍人であり、それがキャラバンと結びつくことによって古代のキャラバンは武力と密接な関係を持つ商人であり、それによってアルメニア人が兵士と商人として有名になったとされる。現在シリアやイスラエルおよびイランには、比較的大規模なアルメニア人社会が存在する。ヨーロッパではフランスに40万から50万といわれるアルメニア人が住み、政界・銀行・芸能など多方面に進出して、フランス社会に大きな影響力を持っている。アメリカに

も 80 万に近いアルメニア系の住民がいる⁽⁴⁾。

1915 年 4 月 24 日未明、帝都コンスタンチノポリスにおいて帝国政府機関はアルメニア人コミュニティの指導者、作家、詩人、教育者、議員など 235 人を「国家に対する叛逆」の廉で逮捕した。これが以後 17 年までにオスマン帝国により「敵国ロシアに内通した」という理由で、アナトリア半島東部に住むアルメニア人が 150 万から 200 万人も虐殺された事件（アルメニア人虐殺問題）の発端だった。この事件をめぐり現在もアルメニアはトルコと対立しており、トルコは謝罪と賠償どころか虐殺自体を否定しているために、アルメニア人のトルコに対する憎しみは強い。ロシア革命後に民族主義者によりアルメニア民主共和国が樹立されるが、赤軍の侵攻により崩壊した。ザカフカース・ソビエト連邦社会主義共和国の一部となった後、1936 年にソ連を構成するアルメニア・ソビエト社会主義共和国となった。1988 年にアゼルバイジャン共和国にあるナゴルノ・カラバフ自治州でアルメニアに帰属替えを求めるアルメニア人の運動が起り、これに反発したアゼルバイジャン人との緊張の中で衝突が起り、両国の本格的な民族紛争（ナゴルノ・カラバフ紛争）に発展した。これを契機としてアルメニアは独立を宣言したがソ連軍の侵攻を受けた。しかし 1991 年にソ連保守派のクーデターが失敗したために、同年 9 月にアルメニア共和国は独立を遂げた。しかしナゴルノ・カラバフ自治州をめぐるアゼルバイジャン人との紛争は現在も続いている。91 年 12 月 21 日、独立国家共同体 (CIS) に加盟した⁽⁵⁾。

以上がアルメニアという国家の建設から現在に到る歴史の概要である。レムキンが衝撃を受けた「アルメニア人虐殺」事件とは、いかなるものだったのだろうか。一般的に「アルメニア人虐殺」事件と呼ばれるものは、3 回にわたる事件の総称である。その第一は、オスマントルコ帝国皇帝アブドゥル・ハミド 2 世によって 1894 年から 96 年にかけてなされたものである。その第二は、青年トルコ党政府によって 1915 年から 17 年にかけてなされたものである。その第三は、トルコ共和国建国の父と称されるムスタファ・ケマル（アタチュルク）

を中心とするナショナリストによって1920年前後になされたものである。本論が問題にするのは第二回目のものである。以下においては、2004年3月27日に東京大学・駒場キャンパスで開催された「国際シンポジウム ジェノサイド研究の最前線」における吉村孝之氏（日本学術振興特別研究員・東京大学）による報告「総力戦とジェノサイド」およびテッサ・ホフマン（Tessa Hofmann）女史（ベルリン自由大学）による報告「絶滅，免罪，否認：オスマン帝国によるアルメニア人ジェノサイド(1915/16)のケース・スタディと比較ジェノサイド研究」に依拠しながら，この第二回目の「アルメニア人虐殺」事件の歴史的背景と経緯について見てゆくことにしよう（職名はいずれも2004年当時のものであり，以下敬称略）。

吉村報告⁶⁾は、「1915年にオスマン帝国（現在のトルコ）下で発生したアルメニア人虐殺に関する情報は日本では，一部の専門家を除いてほとんど知られていない」という事実の指摘から始まる。それに反しトルコを含めた欧米では，同事件に関する研究は数多く存在するが，それらの研究の多くには共通して抱える問題が，大きく分けてふたつある，と指摘する。第一に，事件前後の歴史的な事実関係に不明な点が多く，歴史研究の妨げになっている点である。特にアルメニア人移送・殺害の実行者の命令系統や犠牲者の数については諸説あり，事件の全体像も謎のままである。第二に，虐殺研究がアルメニア人を取り巻く政治的環境に強く影響されていること，すなわち，この虐殺の認定をめぐってはアルメニア人社会とトルコ政府との間で全く合意がなく，未だにアルメニア，トルコ間の政治問題であるために，研究者も自らの政治的立場を立証する議論に陥りがちになる点である。例えばアルメニア人側の立場では，虐殺をユダヤ人ホロコーストと結びつけようとし，虐殺当時のオスマン帝国首脳部が掲げていた汎トルコ主義をヨーロッパの反ユダヤ主義と同一視する。また軍事面での近代化が進行していたとはいえ，基本的には農業に基盤を置いた官僚国家であったオスマン帝国と工業化や大衆社会化が完成しつつあったナチズム体制と

は、社会構造の面で当然異なっている。それを無視して両者を比較しても、事件の性格は浮かび上がってこない。一方、トルコ人側の立場では、1970年代のアルメニア人過激組織（ASALA）のテロリズムをそのまま過去に投影し、アルメニア人政治運動をオスマン帝国からの分離主義に基づく残虐行為と見なし、1915年の事件はアルメニア人テロを防衛したものに過ぎないとして虐殺の存在そのものを否定する。しかしこうした捉え方では、なぜアルメニア人虐殺においてアルメニア人の文化的中心であったイスタンブールのアルメニア人地区では犠牲者が軽微で、むしろロシア、オスマン両帝国の国境付近のアルメニア人居住地域に犠牲者が集中したのかという疑問に対してはまったく説明が付かない。

吉村報告はこうした先行研究の不備に対して、とくに第一次大戦中にオスマン帝国に派遣されたドイツ軍事顧問団のアルメニア人虐殺への関与に注目しつつ、当時の国際環境とくにロシアおよびドイツとの関係、オスマン帝国内部での党派対立、民族闘争、思想潮流などに関連づけながら、この事件の経緯を詳細に分析している。吉村報告の結論では次のように述べられている。

〈アルメニア人虐殺は、オスマン帝国の解体期におけるアルメニア民族主義とトルコ民族主義の衝突を背景に発生した事件であったことは論を待たない。しかし、なぜとりわけアルメニア人が第一次大戦中に移送や殺害の対象となったのかについては、「ロシア攻略上、潜在的第五列を排除する必要性」および「戦争遂行のための労働力の確保」という戦略的要因をもってしか説明がつかない。この点で、総力戦という軍事的要請の下で政府が住民を選別し、移送・殺害した事件であった可能性が高い。

その際、ドイツ人軍事顧問団の関係者がオスマン軍高官に「影響力」を行使した点は注目に値する。しかし、いつどこで顧問団の軍人たちがエンヴェルやタラート〔1913年1月23日に起こった「大宰相府襲撃事件」〕以後、

帝国内部で独裁体制を主導した人物で、タラートは1921年3月15日に虐殺への報復として、虐殺を生き延びたアルメニア人青年ソグモン・テリリアンによって暗殺された——引用者]らに戦略論を助言したり、強制移住について指示を与えたりしたかを決定するのは現在のところ難しいが、アルメニア人に対する処置が単にオスマン帝国首脳部による絶滅政策だけでなく、顧問団の要求でもあったことは第一次大戦後のドイツでの議論やバグダード鉄道のアルメニア人労働者の扱いをめぐる会社とオスマン政府とのやり取りから伺える。

なお、第一次大戦後にはドイツ軍人たちやそれを支持する層が、「裏切り」、「貪欲」、「憎むべき商人」といったアルメニア人イメージを本国で広げようとしている。これが反セム思想を唱える集団のユダヤ人イメージと酷似していることは、後のホロコーストとの関連性を考える上で示唆的な現象と言える。>

本論は吉村報告の内容の是非について判断する場ではないが、ユダヤ人とアルメニア人のディアスポラとしての同型性、ドイツ軍事顧問団を媒介とするアルメニア人虐殺とホロコーストとの関連性については、今後の研究の進展を望んで止まない。

これに対してホフマン報告は、レムキンによる次のような「ジェノサイド」概念を提示することから始まる。

◀(新しい概念には新しい用語が必要である。)[「ジェノサイド」とは、ある国民(a nation)や民族集団(an ethnic group)の破壊(destruction)を指す。(前略)一般にジェノサイドは、国民の全構成員の大量虐殺によって完遂される場合を除けば、必ずしもある国民を直ちに破壊することを意味するわけではない。むしろそれは、集団自体の絶滅を目的として、国民的諸集団(na-

tional groups) の生存の基本的な基盤を破壊しようとする様々な行為を合わせた企図を表そうとするものである。そのような企図がめざすのは、国民的諸集団の政治的、社会的諸機構、文化、言語、国民感情、宗教そして経済生活の解体であり、また人間の安全、自由、健康、尊厳 (personal security, liberty, health, dignity)、さらにはそれらの諸集団に属する個人の生命の破壊であると言える。ジェノサイドは統一体としての国民集団 (national group as an entity) に向けられ、それに関わる行為は個人に向けられる。そうした行為がなされるのは、彼らの個人的な能力のためではなく、彼らが国民集団の構成員であるがゆえになのだ。(中略) ジェノサイドにはふたつの位相がある。ひとつは、被抑圧集団の国民的様式 (national pattern) の破壊であり、もうひとつは、抑圧者の国民的様式の強制である。この強制は、次には、存続を許された被抑圧者の人々に対して行われるかも知れず、あるいは、人々が排除されその地域が抑圧者自身の国民によって植民地化された後に、もっぱら領域に対して行われるかも知れない。Raphael Lemkin: *Axis Rule in Occupied Europe*. Washington DC, 1944, p. 79f. > [() 内の原語や文章、ルビは引用者による補足である。また訳文を一部修正した。以下のホフマン報告からの引用についても同様である]。

こうした「ジェノサイド」概念を前提としつつ、ホフマンは近年のアイデンティ・スタディーズやカルチュラル・スタディーズの成果を踏まえて、1915年以降の大量虐殺に到る歴史的・文化的・宗教的・社会的・政治的・経済的背景と経緯を詳細に辿る。さらには、第一次世界大戦の戦後処理過程において、大国同士の利害関心が優先された結果として、アルメニア人虐殺の事実が次第に隠蔽・忘却されてゆく事態を冷静に論じるとともに、ジェノサイド再発防止のためのジェノサイド教育の必要性を力説する。それらをすべて紹介する余裕はないが、筆者にとって興味深い点を若干拾い出しておく。

- (1) <アルメニア人ジェノサイドはしばしば、「20世紀最初のジェノサイド」と称されるが、それに先行して、アフリカでふたつのジェノサイド事件が起きている。そのひとつは1,000万人ものコンゴ人のジェノサイドで、彼らは1885年から1908年までの期間に、レオポルド2世の「私有」植民地で殺害され手足を切断された。そしてもうひとつが、1904年から1908年のドイツの「南西アフリカ」植民地時代に行われた、ナミビアのヘレロ人とナマ人のジェノサイドである。>
- (2) <第一次世界大戦中に犯された国家犯罪の免罪は、すぐに忘れ去られた。わずかな同時代人がそれを記憶し警告したが、失敗に終わった。それらが懸念を抱くユダヤ人の声であったことは、偶然ではない。ポーランド出身の法学者ラファエル・レムキンは、すでに1933年にマドリッドでジェノサイドに対する国際協定を立ち上げようとしたが、彼の試みは、第二次世界大戦とさらなるジェノサイドが起きた後になってはじめて成功した。国連協定の「父」は、この重要な協定をアルメニア人とユダヤ人ジェノサイドの経験的基盤の上に起草した。ユダヤ系オーストリア人の作家フランツ・ヴェルフェルは、ヨーロッパユダヤ人を取り巻く脅威が増していく状況の中で、アルメニア人ジェノサイドのエピソードを叙述した小説『モーセ山の40日』を書いた。ドイツ人とトルコ人の修正主義者は、作家が明らかにアルメニア人とユダヤ人の迫害を重ね合わせていることに激怒した。彼の小説は、アメリカで即座にベストセラーとなったものの、ヨーロッパでは、1933年11月下旬の出版からわずか2ヶ月後に発禁処分となった。世界はレムキンやヴェルフェルの声に耳を傾けようとせず、ヒトラーと取り引きした。彼（ヒトラー）はポーランド侵攻直前の1939年8月22日の演説で、ドイツ軍司令官たちに対して次のように訴えた。

「(前略)我々の強さは我々の迅速さと残忍さにある。チンギス・ハンは、

何100万もの女子供を、意図的にためらうことなく死に追いやった。(しかし)歴史はただ彼を偉大な建国者と見るだけだ。弱腰の西欧文明諸国が私について言っていることなど、意に介す必要があろうか。私は命令を下したのであり、一言でも批判を口にするものは誰でも射殺する。なぜなら、この戦争で達成すべき目標は、特定のラインに到達することではなく敵の肉体的抹殺だからだ。それゆえ私は目下東方においてのみ、SS(ナチ親衛隊)の髑髏部隊(Totenkopfverbände der SS)を投入し、容赦なく無慈悲にポーランドの血統や言語をもつ多くの女子供を殺すよう命じた。それによってのみ、我々は必要な生存圏を獲得することができる。結局のところ、今日誰がアルメニア人の虐殺について口にするだろうか？(後略)」>

- (3) <1915年5月24日、イギリス、ロシア、フランスは早くもオスマントルコ政府に対し、共同の抗議声明で警告した。「およそひと月にわたり、アルメニアのクルド人とトルコ人は、オスマン政府の黙認としばしば先導のもとで、アルメニア人を虐殺している。(中略)人道性と文明に対しトルコが犯しているこれらの新たな犯罪に鑑みて、連合国政府はオスマントルコ政府に対し、オスマントルコ政府のメンバー全員と虐殺に関与した執行員たちが、これらの犯罪に対して個人的責任を負っていると見なすことを公式に通告する。」>

(1)については、「ジェノサイド」概念をこの事例に適用することについて私は若干の疑問を感じる。というのも「ジェノサイド」概念を超歴史的に適用することは、詳しくは第2章で論じるつもりだが、いわゆる「歴史責任」問題を無限に拡大することになりかねないからである。本稿にとって示唆的なのはとくに(2)と(3)の点である。ホフマン報告でも若干触れられているが、虐殺事件当時コンスタンチノーブルに駐在していたアメリカ合衆国大使ヘンリー・モーゲンソー⁽⁸⁾は国務省宛ての報告において、オスマン帝国政府による

アルメニア人虐殺を「人種絶滅キャンペーン」と描写した。また英国の著名な歴史家アーノルド・トインビーも 1915 年には同事件に関する英国政府青書 “Statement on the Armenian Genocide” (<http://www.armenian-genocide/toynbee.html>) 作成を担当し、かつ第一次大戦後のギリシア・トルコ戦争ではギリシア人によるトルコ人虐殺を報じている⁽⁹⁾。また注(8)でも述べているように、ユダヤ系ドイツ人だったヘンリー・モーゲンソーの息子であるヘンリー・モーゲンソーJr. は「モーゲンソー計画」という形で、いわばドイツに対して意趣返しとも思える過酷な戦後処理計画を策定した。それに対してトインビーの場合は、同じ「アルメニア人虐殺」を目の当たりにしながらも、何らかの実践的対応を取った気配はない。その代わりに彼は、(2)に見られるように、まるで「アルメニア人虐殺」をなぞるかのように実行された「ホロコースト」というナチによる蛮行を帰結した西欧文明の没落の歴史を書くことによって、アルメニア人やユダヤ人犠牲者たちへの鎮魂としたのかも知れない。

ともあれ(3)に暗示されているように、「アルメニア人虐殺」を目の当たりにした多くの第三者(英国、ロシア、フランスなど)の中で、なぜレムキンだけが「ジェノサイド条約」という、人類の歴史にとっての大偉業——バートレットの著書の副題 (cf. Robert Merrill Bartlett, *They Stand Invincible: Men Who Are Reshaping Our World*, New York: Thomas Y. Crowell Company, 1959) を借用すれば「われらの世界の形を変える (Reshaping Our World)」程の偉業を成し遂げることができたのだろうか。

この点に関して最も詳細に論じているのは Samantha Power, *A Problem from Hell: America and the Age of Genocide*, London: Flamingo, 2002 [邦訳『集団人間破壊の時代——平和維持活動と市民の役割』(星野尚美訳, ミネルヴァ書房, 2010年)] である。パワーによればレムキンが「アルメニア人虐殺」問題に関心を持つようになった契機は、前述したソグモン・テリリアン [Soghomon Tehlirian] によるタラート暗殺に係る裁判だった。当時 21 歳の大学生だったレムキ

ンは彼の指導教授に対して、なぜアルメニア人はタラートを集団的人間破壊罪〔massacre〕で逮捕できないのかと尋ねた。教授はこの質問に対して、タラートを逮捕できる法律が存在しないのだと答えた。この答えに対してレムキンは「テリリアンがひとりを殺せば犯罪だ。しかし圧政者が100万人以上を殺しても、犯罪ではないのですか。これは理論的不一致の極みではないですか」とたまたみかけた（パワー、前掲邦訳、16頁。表記などを一部改変。〔 〕の文言は引用者による補足。以下パワーからの引用については同様に扱う）。この事件を発端にレムキンは、ある主権国家内部で当該国家の政府によって実行される特定集団に対する大量殺人に対して、当事国以外の国家ないし組織つまりは国際社会がそれを犯罪と認定し、かつ何らかの処罰を課することはできるのかという問題と取り組むようになった。

そのための彼がまず着手したのは1933年にマドリードで開催された国際刑法学会に参加することだった。その準備のために「〔ヒトラーのホロコースト、アルメニア人虐殺という〕このふたつ犯罪に注意を引き付ける論文を、レムキンは書いた。一度起きると、また起きるのだ、とこの若い弁護士は力説した。ある場所で起きると、また別の場所でも起きるのだ、とも彼は力説した。レムキンは、ある抜本的な提言を行った。もし国際社会が、アルメニア人の被害事例のような集団的人間破壊〔mass slaughter〕を阻止したい、と希望するなら、世界各国は、虐待を禁じるキャンペーンのために一致結束すべきだ、と彼は主張した。レムキンはこの目標を胸に、国家、人種、宗教団体などの破壊を、禁じる法律を準備した」（前掲邦訳、17頁）⁽¹⁰⁾。しかし彼の希望は二つの点で打ち砕かれた。第一に、当時レムキンが住んでいたポーランドの外務大臣ジョセフ・ベックがマドリードへ行くことに反対したからである。彼の草案は本人不在のまま代読されることになった。第二に、彼の草案に賛同する者がほとんどいなかったことだった。それどころかレムキンの草案が発表されると、ドイツ最高裁判所長官とベルリン大学総長は、抗議の意思表示として会場から退席した。

ポーランドに帰国したレムキンを待ち構えていたのは、ヒトラー・ドイツを批判した彼に対する轟々たる非難と副検事官としての地位の剥奪だった。

マドリードでの会議から6年後の1939年にヒトラーは先に引用した悪名高い演説を行った。この演説の一週間後の1939年9月1日、ナチはポーランドに侵攻し、42年トルコ政府はイスタンブールの丘の上にある霊廟に、志半ばで斃れた英雄の遺品を安置した。その際ヒトラーは、タラートの遺灰をトルコに返還した。こうした事態が進行する中でレムキンは艱難辛苦の末に、ポーランド刑法の英語訳に際して協力してくれたデューク大学教授の厚意により、同大学の教授職を確保し、日本経由で1941年4月18日シアトルに到着した。アメリカに到着後もレムキンは上記草案の法制化に向けて、政府高官に働きかけたりローズベルト大統領に直接面談しようと試みたりもした。面談は実現されなかったが、大統領からの書簡が彼に送付された。そこにはほほ次のような趣旨のことが書かれていた。「〔レムキンが懸念する〕諸団体への危険は理解できるが、提言の法律案の採択は現状では困難であること」、そして「アメリカはナチ宛てに〔ユダヤ人迫害を止めるように〕忠告すると約束するが、同時に〔レムキンに対して〕耐え忍ぶように」とも忠告した。この書簡に読んでレムキンは激怒した。「いわゆる耐え忍ぶとは、約束、予算配分や道路建設への期待には、良い言葉だ。しかし、被害者の首に縄がすでにくくり付けられ、今にも、絞め殺されようとするこの時に、耐え忍べ、と言うのは、理性〔reason〕と人間本性〔nature〕への侮辱だ」（同上邦訳、25頁）。政治家に対する失望から彼は、「指導者に影響を与え得る一般市民〔the general public〕」に自らの構想の実現を期待するようになった。そのために何よりも必要なのは、「一般市民」に語りかける言葉だった。こうして大量虐殺防止に向けての彼の努力は、いわば「言葉」をめぐる戦いとなっていった。パワーの著作において最も評価されるべき点は、レムキンの戦いを「ジェノサイド」という名辞をめぐる戦いとして描いていることであると言える⁽¹¹⁾。

レムキンにこうした方向転換を促す契機となったのは、1941年8月にBBCで放送されたウインストン・チャーチルの演説だった。後年この演説を引用しながら彼は“Genocide”, in: *The American Scholar: A Quarterly for the Independent Thinker*, Volume 15, Autumn 1946, Number 4, pp. 227-230 において、ナチスによるユダヤ人虐殺に代表される行為を表現するための適切な名前が存在しないこと、とくにその犯罪が「生物学的破壊 (biological destruction)」を伴うことを強調しながら次のように書いている。「[ナチスによる大量殺人 (mass murder) を目の当たりにして、1941年8月24日のラジオ放送で、ウインストン・チャーチルが語った『われわれは名前の無い犯罪に直面している (We are in the presence of a crime without a name)』という言葉を用いつつ]…これらの考慮に導かれて、本論説の筆者〔レムキン〕は、この特殊な概念に相応しい新しい用語、すなわちジェノサイド (genocide) を創出することが、絶対に必要だという結論に到った。この言葉は、古代ギリシア語の *genos* (race, clan) とラテン語の接尾辞 *cide* (killing) から創られた。こうしてジェノサイドはその構成形態において、暴君殺害 (tyrannicide), 殺人 (homicide), 父親殺し (patricide) と照応することになる」。本論説以前に出版された *Axis Rule in Occupied Europe: Laws and Occupation, Analysis of Government, Proposal for Redress*, Introduction to the Second Edition by William A. Schabas, Introduction to the First Edition by Samantha Power, Clark, New Jersey: The Lawbook Exchange, Ltd., 2008 (First Published by Carnegie Endowment for International Peace, Division of International Law, 1944)⁽¹²⁾ においては、上述したホフマン報告に引用されているとおり「ジェノサイド」という用語のさらに洗練された説明がなされている。

パワーはナチによる虐殺行為に適した新しい用語を創出しようとしたレムキンの動機について次のように書いている。

◀1941年、チャーチルのラジオ演説を聞いた瞬間以来、レムキンは、

1933年のマドリード会議で、失敗した原因である言葉、「残虐〔barbarity〕」、
「蛮行〔vandalism〕」に替わる、新しい言葉を発見しようかと決意した。物質、
生物、政治、社会、文化、経済、宗教など、国家のあらゆる攻撃を描写す
る新しい言葉を、レムキンは探究した。…(中略)…かつてレムキンは、言
語学者であった。彼は、言葉の選択は、非常に重要だと認識し、幾つかの
言葉を、比較した。「集団殺人〔Mass murder〕」との言葉は、彼が考えた
犯罪加害者の背後に潜む動機が、取り込まれていない点で不十分であった。
「非国民化〔Denationalization〕」は、国民集団〔nation〕を破壊し、文化
的個性を消し去る試みを描写する言葉ではあるが、一般市民から、生命だ
けではなく市民権を奪う点で不十分であった。「ドイツ化〔Genmanization〕」
「マジャール化〔Magyarization〕」など、文化の強制的同化〔forced as-
similation of culture〕を暗示する特別の言葉は、普遍性を欠き、また生物
学的な破壊を伝達しない点で不十分であった。》(前掲邦訳、36頁)

レムキンは適切な用語を求めて、新しいカメラに「コダック」という名前を
付けたジョージ・イーストマンの考え〔「第一に、短い、第二に、間違っ
て発音されない、第三に、コダック以外のどの芸術品にも類似語がなく、
どの芸術品にも関連性がない」〕にまで探究を深めていった。しかしレム
キンにとっての目的は製品を売ることではなく、その新しい用語が「聞き
手を震撼させ、即座に非難を呼び起こす」ことだった。こうした試行錯
誤の末に彼が到達したのが「ジェノサイド」であった。

《レムキンは決定した言葉は、ギリシア語から派生し、「人種〔race〕」あ
るいは「部族〔tribe〕」を意味する「ジェノ〔*geno*〕」と、ラテン語「カ
エデレ〔*caedere*〕」から派生し、「殺す〔killing〕」を意味する「サイ
ド〔*cide*〕」とを結合させた、新造語「集団的人間破壊〔Genocide〕」
であった。「集団

的人間破壊」は簡潔，斬新，さらには間違っても発音される可能性もなかった。この言葉は，ヒトラーの恐怖を永遠に連想させるため，聞き手の背骨さえをも，震撼させた。レムキンは，異常なほど，言葉に信頼を寄せた。》（前掲邦訳，37頁）⁽¹³⁾

こうして「ジェノサイド」という言葉に辿り着いたレムキンは，さらにこの言葉によって表現される事態を阻止，ないしはそれが不可能ならば事後的にはあれ「ジェノサイド」の実行者たちを処罰するための法的枠組みの構築に向けて努力することになった。「ジェノサイド」という言葉が法的実効性を獲得したのは，1945年の「ニュルンベルク裁判」においてであった。確かにこの裁判ではナチ指導者に対して「人道に反する罪〔crime against humanity〕」が問われたが，それは概念的には「ジェノサイド」と重なり合う部分が多い。事実，「ニュルンベルク裁判」の検察官はその最終論告において「ジェノサイド」という表現を用いており，いくつかの合衆国軍事法廷での判決の中でも同様だった。「ニュルンベルク裁判」終結直後から，「ジェノサイド」を「国際法の下での犯罪」として認定しようとする国際世論に後押しされて，国連総会は1946年「ジェノサイド」を「殺人〔homicide〕」が個人としての人間の生きる権利の否定であるのと同様に，〔ジェノサイド〕は人間諸集団が存在する権利をまるごと否定すること」と定義した⁽¹⁴⁾。その後，国連総会でいわゆる「ジェノサイド」条約が採択・批准されるまでに，レムキンがアメリカ国内のユダヤロビーや政府機関，さらには国連加盟国代表などを行った交渉の経緯，および条約成立後にアメリカ国内で同条約への批判者たちと戦った経緯についてはパワーの書物の「第4章」「第5章」の記述に譲るとして⁽¹⁵⁾，1959年8月28日に彼がニューヨークで無一文の状態で没し，彼の名前すら忘れ去られようとしていた頃に，彼の名誉回復が行われた経緯について若干の論点を提示して本章を閉じたい。

その論点の第一はレムキンとユダヤロビーとの関係についてのものである。レムキンについて論じる者の中には *Axis Rule in Occupied Europe: Laws and Occupation, Analysis of Government, Proposal for Redress*, Introduction to the Second Edition by William A. Schabas, Introduction to the First Edition by Samantha Power, Clark, New Jersey: The Lawbook Exchange, Ltd., 2008 (First Published by Carnegie Endowment for International Peace, Division of International Law, 1944) が「カーネギー国際平和財団」から出版されたことをもって、レムキンの活動をある種の陰謀説と結びつける人々が存在する。わが国でもいわゆる「ホロコースト見直し論者」の中には James J. Martin, *The Man Who Invented 'Genocide': The Public Career and Consequences of Raphael Lemkin*, California: Institute for Historical Review, 1984 を引用しながら次のように述べる者もいる。

◀〔ジェノサイドの——引用者〕 発明者レムキンは、…(中略)…隠れた部分が非常におおい人物のようである。『ジェノサイドを発明した男』の著者、ジェイムス・J・マーティンがとくに注意をむけているのは、それ以前にレムキンが、ローズベルト大統領の戦略機関で外国経済行政の“主席コンサルタント”をつとめており、主として敵国押収財産の配分と将来の所有関係についての実務処理を担当していたという事実である。▶

◀一方、『ジェノサイドを発明した男』の著者、マーティンは、『占領下のヨーロッパにおける枢軸国の支配』の出版には「カーネギー財団」の援助があったとし、次のような「観察」結果をしるしている。

「ラファエル・レムキンの名前は、『占領下のヨーロッパにおける枢軸国の支配』の表紙を著者として飾っているが、かれの著作の準備には、手ごわい臨時編成の援助者たちの協力があつた。さまざまの重要な戦略的な立場にいた数十人の人々の豊富な援助にたいしての、かれ自身の感謝の言葉そのものが、この本が委員会的な組織の産物であることを推測させるに足

る十分な証拠である」。》⁽¹⁶⁾

しかしパワーが指摘しているようにジェイム・マーティンの著作が「ホロコーストの否認に専念する組織である『歴史回顧機構 (The Institute of Historical Review)』によって、1984年、カリフォルニア州トーランスで出版された」ものであり、同書が「レムキンに反対し、広範な反ユダヤ的怒りを、無軌道に展開した」⁽¹⁷⁾ものであるならば、マーティンの著作を引用することは「見直し論」を補強することにはならない。それはいわば陰謀説を補強する材料として陰謀説を用いるようなものだからだ。

第二の論点は、レムキンの死後、彼の名前すら忘れ去られようとしていた1983年12月（それはまさに「ジェノサイド条約」が採択されてから35周年目に当たる）、ウィリアム・コレイ (William Korey) が率先して、ニューヨーク公共図書館においてレムキン関連文書の展示会が開催されたことである。コレイという人物についてはパワーの著作においても簡単なながらも触れられているが⁽¹⁸⁾、コレイが所属した「ビナイ・ブリス国際政策研究所 (International Policy Center for B'nai B'rith)」については未知な部分が多い。この組織がレムキンの活動とどうかかわったのかについての論究は他日を期したい。

第三の論点は、レムキンの尽力によって「ジェノサイド条約」が成立して以後、軍事活動に随伴する行為を、通常の犯罪とは区別して処罰の対象とする様々な国際的取り決めが作られてきたことに関連する。それは確かに国際的な「人権文化」(イグナチエフ)の普及という意味では、歓迎すべき事態と言える。しかし反面、当該取り決めが恣意的・政治的に利用される可能性もないとは言えない。パワーによれば、チャーチルがナチの行為を「名前のない犯罪」と呼んだ時でさえ、彼はそれを「典型的な戦時暴力」と区別しなかったとされる。在来の戦時法規によっては処罰の対象にならない行為を処罰の対象とする取り決めの作成に際しては、とりわけ厳密さと明確性が要求されよう。

その一例として Robert Harris, *The Ghost: A Novel*, New York: Pocket Star Books, 2000 [邦訳『ゴーストライター』(熊谷千寿訳, 講談社文庫, 2009年)。本書を基にした映画『ザ・ゴースト』がロマン・ポランスキー監督によって制作されている] を採り上げてみよう。本書の主人公「私」は、アダム・ラング [英国元首相でトニー・ブレアがモデルだと言われている] の自伝のゴーストライターを依頼される。前任者は謎の死を遂げている。ある日ラングが首相在任中に、英特殊部隊の違法利用を許可し、アル・カイダのテロリストと目される4人をパキスタンで確保し、尋問のため CIA に引き渡したという報道がなされる。それに追い討ちをかけるように、元外相で政敵だった人物がラングを国際刑事裁判所に告訴する。その際にラングを処罰の対象とすべく引き合いに出されるのが、1998年に発効した「国際刑事裁判所ローマ規定」の第7条「人道に対する犯罪」、第8条「戦争犯罪」および第25条「個人の刑事責任」である。

ラングの側近は第7条、第8条による訴追は免れるかも知れないが、第25条の規定によれば「既遂または未遂となる当該犯罪の実行を幫助し、唆し、または実行のための手段を提供することを含むその他の方法で援助すること」も訴追の原因となりうると述べる。

◀「ずいぶん範囲が広いな」ラングが小声でいった。

「ばかげているのです」クロールが割ってはいった。「つまり、CIAが容疑者を尋問するために、だれかの自家用機でどこかに運んだ場合、法律上、その自家用機の所有者も人道に対する犯罪を幫助した罪に問われるということです。

「しかし、法律的には——」ラングがいいはじめた。

「法律の問題ではないのです、アダム」いらだちをかすかに見せて、クロールがいった。「政治の問題です」▶ [前掲邦訳, 194-195頁]。

さらにラングが政敵を想定して発表した声明文の一節——「テロに対する国際的な取り組みは非常に大切であり、内政における個人的な報復に利用されるようなことがあってはなりません」——には、その政敵をも震え上がらせるほどの凄みがあった〔前掲邦訳、371頁〕。

このような事態はたんにフィクションの世界でだけ起こることなのだろうか。国家レベルで言えば、ある国家を「テロ支援国家」、「悪の枢軸」、「ならず者国家」などと名指して当該国家に対して、「人道」の名において軍事的制裁を加えることは今やごくありふれた光景になっている。次章では、ある国家の国内的紛争を「ジェノサイド」と命名することが、いかなる政治的帰結を伴うかについて考察する。

注

- (1) レムキンに関連する単行本としては“Raphael Lemkin: Challenge of an Ancient Crime”, in: Robert M. Bartlett, *They Stand Invincible: Men Who Are Reshaping Our World*, New York: Thomas Y. Cornell, 1959〔本書はレムキン含む12人——賀川豊彦, Vinoba Bhave, Albert Schweitzer, Yang Chen James Yen, Abbe Pierre, Alan Paton, Taha Hussein, Odd Nansen, Reinhold Van Thadden-Trieglaff, Martin Luther King, Jr.——からなる現代の指導者グループを採り挙げて論じたものである〕; Leo Kuper, *Genocide: Its Political Use in The Twentieth Century*, New York: Penguin Books, 1981; Leo Kuper, *The Prevention of Genocide*, New Haven: Yale University Press, 1985〔本書の著者レオ・クーパーは1908年に南アフリカのリトアニア系ユダヤ人として生まれ、1960年代に渡米しUCLAで研究・教育に従事した「ジェノサイド」研究を専門とする社会学者で、1994年に亡くなるまでに多数の著書を出したが、中でも著名なものとしては*The Pity of it All, Passive Resistance in South Africa*があり、彼は「ホロコーストおよびジェノサイド研究所委員会 (The Council of the Institute on the Holocaust and Genocide)」の創立メンバーのひとりである〕; Frank Chalk and Kurt Jonassohn, *The History and Sociology of Genocide: Analyses and Case Studies*, New Haven and London: Yale University Press, 1990; Steven L. Jacobs (ed.), *Raphael Lemkin's Thought on Nazi Genocide: Not Guilty?*, New York: Edwin Mellen Press, 1992; William Korey, *An Epitaph for Raphael Lemkin*, New York: Jacob Blaustein Institute for the Advancement of the Human Rights, 2001; James J. Martin, *The Man Who*

Invented 'Genocide': The Public Career and Consequences of Raphael Lemkin, California: Institute for Historical Review, 1984; Samantha Power, *A Problem from Hell: America and the Age of Genocide*, London: Flamingo, 2002 [サマンサ・パワー 『集団人間破壊の時代——平和維持活動と市民の役割』(星野尚美訳, ミネルヴァ書房, 2010年)]; Jane Springer, *Genocide*, Canada: Groundwork Books Ltd, 2006 [邦訳『1冊で知る虐殺』(石田雄治・解説, 築地誠子訳, 原書房, 2010年)]; Martin Shaw, *What Is Genocide?*, Cambridge: Polity Press, 2007; Dan Eshet, et al, *Totally Unofficial: Raphael Lemkin and the Genocide Convention*, Brookline, Massachusetts: Facing History and Ourselves Foundation, Inc, 2008 および John Cooper, *Raphael Lemkin and the Struggle for the Genocide Convention*, London: Palgrave Macmillan, 2008; Paul R. Bartrop and Steven Leonard Jacobs, *Fifty Key Thinkers on the Holocaust and Genocide*, London: Routledge, 2010 [本書はレムキン, アーレントからドナルド・ブロッカム (Donald Bloxham) に到る, ホロコーストおよびジェノサイドに関連する50人からなる重要人物の経歴・著作などを紹介したものである] などがある。

レムキンに関連する論文としては Berel Lang, "The Concept of Genocide", in: *The Philosophical Forum* 16 (1984-65), pp. 1-18; William Korey, "Raphael Lemkin: 'The Unofficial Man'", in: *Mainstream* (June-July 1989); Michael Ignatieff, "Lemkin's Word: The Danger of a World Without Enemies", *The New Republic*, February 26, 2001 (This article is a different version of a lecture delivered for the Committee on Conscience of the United States Holocaust Memorial Museum, Washington DC, 13 December 2000, under the title of "The Legacy of Raphael Lemkin" available at (<<http://www.nshmm.org>>)) [この論説の中でイグナティエフは、『ニューヨーク・タイムズ』の若いジャーナリストA・M・ローゼンタールがかつてレムキンに対して、どうして法律文書、「紙切れ (scrap of paper)」がヒトラーやスターリンを押し止めることができるのかと問い質したところ、レムキンは「人間だけに法律がある。法律は制定されなければならない。分かるかい、君。法律は断固として制定されなければならない」と応じたと述べて、レムキンが「法律 (law)」に対して頑固なまでに執着していたことを指摘している。さらにイグナティエフは、なぜレムキンがそれほどまでに「法律」に執着したかと言えば、彼は「世界人権宣言 (The Universal Declaration of Human Rights)」を軽蔑し、それはたんなる「宣言」にすぎず、必要なのは普遍的な強制力を持つ「条約 (Convention)」なのだと信じていたからだと述べている。以下同誌に掲載されたイグナティエフの論説としては "Liberalism Restored, (5/25/1985); Suberbia's Revenge, 5/4/95; Alienated Labor", (2/5/96); "The Scandal of Certainty", (9/22/97); "The End of An Error", (8/9/99); "We Are Not The World", (8/31/01); "The Torture Wars", (4/22/02); "The Death That Will Not Die", (10/8/07); "The Duty To Rescue", (9/24/08) がある];

Steven Jacobs, "Raphael Lemkin and the Armenian Genocide", in: Richard G. Havanian (ed.), *Looking Backward. Moving Forward. Confronting the Armenian Genocide*, New Brunswick, N. J.: Transaction, 2003; Ryszard Szawtowski, "Raphael Lemkin (1900 - 1951): The Polish Lawyer Who Created the Concept of "Genocide"", in: *The Polish Quarterly of International Affairs*, 2/2005; Daniel Marc Segesser and Myriam Gessler, "Raphael Lemkin and the international debate on the punishment of war crimes (1919 -1948)", in: *Journal of Genocide Research* (2005), 7 (4), December, pp. 453-468; Tanya Elder, "What you see before your eyes: documenting Raphael Lemkin's life by exploring his archival papers, 1900-1959", in: *Journal of Genocide Research* (2005), 7 (4), December, pp. 469-499 などがある。邦語文献でレムキンに言及しているものは、管見に属する限り木村愛二『アウシュヴィッツの争点』（リベタ出版、1995年）；前田 朗『ジェノサイド論』（青木書店、2001年）；瀬川博義『忘れ去られたアルメニア人虐殺——ジェノサイド犯罪の防止及び処罰に関する事例研究』（三恵社、2004年）および長江紀枝『スプレニツァ——あるジェノサイドをめぐる考察』（東信堂、2009年）の4点である。

(2) 以上の記述は主として Jane Springer, *Genocide*, Canada: Groundwork Books Ltd, 2006〔邦訳『1冊で知る 虐殺』（石田雄治・解説、築地誠子訳、原書房、2010年）〕および（http://en.wikipedia.org/wiki/Raphael_Lemkin）に依拠する。ただし表記などは一部変更し、加筆・削除をほどこしてある。なおレムキン自身の論文などは“Guide to the Raphael Lemkin (1900-2002) Collection, 1763-2002 (bulk 1941-1951)”（<http://findguide.chj.org/?pID=109202>）より入手可能。

(3) スプリンガー、前掲邦訳17頁。

(4) 世界各地に散在するアルメニア系人でわが国でも比較的良好に知られている人物としてはアトク・エゴヤン（映画監督）、アーチボルド・カール・コーチャン（ロッキード事件当時のアメリカ航空機会社「ロッキード社」の副会長）、アナスタス・イ・ミコヤン（元ソ連邦副首相）、アラム・ハチャトゥリアン（作曲家）、アンドレ・アガシ（テニス選手）、ウィリアム・サローヤン（作家）、エリア・カザン（映画監督）、グレゴリー・ペック（俳優）、シャルル・アズナヴール（歌手、俳優）、シルヴィー・ヴァルタン（歌手、女優）、マリー・ラフォレ（歌手、女優）、ミシェル・ルグラン（映画音楽作曲家）などがある。

ちなみにわが国でも翻訳・出版されている、アルメニア人虐殺を主題とする小説『ひばり館』（草皆伸子訳、早川書房、2006年）の作者アントニア・アルスランもアルメニア系イタリア人であり、同書に基づいた映画『ひばり農園』（タヴィアーニ兄弟監督作品）に出演している俳優モハammad・バクリ氏が、本学の四方田教授の招聘に応じ2006年に来日し、本学で一人芝居を演じたことがある。この点に

ついて詳しくは四方田犬彦『俺は死ぬまで映画を観るぞ』（現代思潮社、2010年）を参照。

- (5) 以上の記述はウィキペディアの「アルメニア」の項を基にして、アルメニア史に関連する邦訳文献および邦語文献——ジャン＝ピエール・アレム『アルメニア』（藤野幸雄訳、白水社、1986年）；佐藤信男『アルメニア史——人類の再生と滅亡の地』（泰流社、1986年）；中島偉晴『閃光のアルメニア——ナゴルノ・カラバフはどこへ』（J.P.P. 神保出版会、1990年）〔本書の副題にある「ナゴルノ・カラバフ」とは、アルメニア高地の東端を構成している地域のことである。なお本書の〈参考文献〉は充実していて、アルメニアを知るための格好のガイドである。また「ナゴルノ・カラバフ」帰属問題も含めてコーカサスにおける民族紛争に関しては北川誠一「ザカフカース・二〇〇年の民族間紛争」；山内昌之・他『分裂するソ連——なぜ民族の紛争が起ったか』（日本放送出版協会、1990年）所収を参照）；藤野幸男『悲劇のアルメニア』（新潮社、1991年）；吉村貴之『アルメニア近現代史——民族自決の果てに』（東洋書林、2009年）および中島偉晴／メラニア・バグダサリヤン『アルメニアを知るための65章』（明石書店、2009年）——などを参考にしながら筆者が再構成したものである。
- (6) 本報告は後に若干の修正を加えて、黒木英充編『対テロ戦争』の時代の平和構築』（東信堂、2008年）、「第3章 歴史と現在——「アルメニア人虐殺の場合」』として採録されている。なお表記を一部改変。
- (7) 引用文は基本的に、シンポジウムの際の通訳者福永美和子女史による翻訳に依拠する。ただし表記などについては一部改変した。ホフマン報告の英語版は〈http://wikipedia.org/wiki/Tessa_Hofmann〉より入手可能。またホフマン女史の論文“Armenians in Turkey today: a critical assessment of the situation of the Armenian minority in the Turkey Republic”（<http://www.armenian.ch/asa/Does/faae02.pdf>）をも参照。「アルメニア人虐殺」問題に関する邦語文献としては瀬川博義『忘れ去られたアルメニア人虐殺』（三恵社、2004年）；中島偉晴『アルメニア人ジェノサイド——民族4000年の歴史と文化』（明石書店、2007年）および瀬川博義編・L.A. バルセリアン・他著『アルメニア人虐殺の記憶 公開講座』（三恵社、2008年）などがある。外国語文献も多数存在するが、ここでは筆者が直接参照できた Edited by Richard G. Havannisian, *The Armenian Genocide in Perspective*, New Brunswick, New Jersey: Transaction Publishers, 1986; Donald Bloxham, *The Great Game of Genocide: Imperialism, Nationalism, and the Destruction of the Ottoman Armenians*, Oxford: Oxford University Press, 2000; Peter Blakian, *The Burning Tiger: The Armenian Genocide and America's Response*, New York: HarperCollins, 2003; *Crime Against Humanity and Civilization: The Genocide of the Armenians* (Facing History and Ourselves Source Book),

Brookline, Massachusetts: Facing History and Ourselves Foundation, Inc, 2006 および Taner Akcam, *A Shameful Act: The Armenian Genocide and the Question of Turkish Responsibility*, London: Constable and Robinson Ltd, 2006 を挙げるに止める。

- (8) 本名 Henry Morgenthau. 1856年にドイツのマンハイムにおいて、ユダヤ系ドイツ人ラザウス・モーゲンソーの息子として生まれて、1899年にアメリカに移住し、コロンビア大学法学大学院を卒業後、不動産取引で財産を築いた。1912年に彼はウッドロウ・ウイルソンの大統領選挙活動に協力し、同年に民主党の財務委員長を務めた。本文でも述べたように、1913年から16年まで在オスマン帝国アメリカ合衆国特命全権大使を務めた。1919年には大使在任中の見聞を基にした作品 *Ambassador Morgenthau's Story* を出版した。その他の著作としては *Secrets of the Bosphorus*, 1918 および *I was sent to Athens*, 1929 がある。1946年、彼はニューヨーク市で脳出血のため没した。ヘンリー・モーゲンソーの「アルメニア人虐殺」に対する活動に関しては、サマンサ・パワー、前掲邦訳、6頁以下を参照。

なお1881年生まれの子息 Henry Morgenthau, Jr. は、フランクリン・D・ローズベルト政権におけるアメリカ合衆国財務長官であり、政権内で唯一のユダヤ人としてナチ政権下のユダヤ人難民受け容れに尽力し、第二次世界大戦中の44年に戦後処理案「モーゲンソー計画」を立案した。同計画はドイツの工業生産能力を全面的に剥奪し農業国へと後戻りさせようとするもので、ドイツから戦争能力を奪うことを意図した懲罰的色彩が濃く、政権内部にもその実行に反対する者も多かったという。またこの計画の概要がジャーナリストの手によって暴露されたことによって、かえってドイツの反発をまねく結果となった。たとえばゲッペルス宣伝相は、「ユダヤ人のモーゲンソー」がドイツを巨大なジャガイモ畑に変えようとしている、と罵ったと言われている。

- (9) アーノルド・トインビー『交遊録』（長谷川松治訳、社会思想社、1970年）276頁ではこう述べられている。「トルコ人と友だち付き合いをするようになったそもその発端は、私がブライス卿のために行なった、一九一五年のオスマン帝国におけるアルメニア人虐殺事件に関する連合王国青書作製の仕事であった。集団虐殺の研究を進めてゆくうち、結局、虐殺を行なった犯人の同国人と親しくなったのである。こういうと、論理の飛躍に聞こえるかも知れないから、この探検旅行の出発点から終着点に到った足どりをたどることにしよう。それは知的旅行であった。いま振り返って眺めると、精神的旅行でもあった。なぜなら、それは要するに、人間性の謎の探究であったからである」。
- (10) この会議のためにレムキンが準備した草案は“Lemkin's Madrid Paper (1933)”として Dan Eshet, et al, *Totally Unofficial: Raphael Lemkin and the Genocide Convention*, Brookline, Massachusetts: Facing History and Ourselves Foundation, Inc, 2008,

pp. 13-15 に収録されている。

- (11) レムキンに関する最新の伝記的研究である John Cooper, *Raphael Lemkin and the Struggle for the Genocide Convention*, London: Palgrave Macmillan, 2008 は、確かにパワーの著作よりも資料的な面では充実しているが、クーパーの著作において決定的に欠如しているのは、レムキンのこうした「言葉」への執着である。ちなみに本文で引用したレムキンの言語への繊細な感覚に言及したパワーの著作の一節の表題は、“A Word Is a Word Is a Word”〔邦訳書では「言葉の遊びか」と訳されている〕となっている。
- (12) 本書は一般的には『占領下欧州（ヨーロッパ）における枢軸国支配』と訳されているが、サマンサ・パワー、前掲邦訳では『欧州占領地での枢軸国法令集』（邦訳、33頁）、「占領されたヨーロッパに於ける枢軸的法規。占領法規、政府の分析、賠償に係る諸提言」（邦訳、註22頁）、「枢軸的法規」（邦訳、註23頁）などと訳されている。しかし本書はたんなる法令集に止まらず、とくに第6章ではレムキンの「ジェノサイド」概念が詳細に展開されていること、およびナチ占領下の国家・地域における統治構造、社会経済状況についても詳細な分析がなされていることに鑑み、一般的用法が適切だと思われる。なお同書 p. 79 では「ジェノサイド」に代替する用語として「エスノサイド (ethnocide)」の可能性が示唆されている。
- (13) 私が本論文の冒頭で述べた「若干の疑問」というのは、本邦訳書において「ジェノサイド」を「集団人間破壊」と訳することに関するものである。サマンサ・パワーは、マイケル・イグナティエフがハーヴァード大学に勤めていた時の同僚であり、イグナティエフが退職後カー・センターの所長を務め、現在は国家安全保障会議委員、大統領上級顧問を務めている。本書はピューリッツァー賞などを受賞した、現代国際政治研究の分野における傑作である。なお久保文明氏による本邦訳書に対する書評が、2010年3月22日付け『朝日新聞』の書評欄に掲載されている。ちなみにパワーの他の著書としては *Chasing the Flame: Sergio Vieira de Mello and the Fight to save the World*, London: Penguin Books, 2008 (未訳) がある。またパワーはハンナ・アーレントの『全体主義の起源』(Hanna Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, New York: Schocken Books, 2004) に「序説」を執筆している。本書の書名“Problem from a hell”は、クリントン政権時代の国務長官ウォーレン・クリトファー (Warren Christopher) が、ボスニア戦争に際して旧ユーゴスラビアを構成していた諸民族集団間の憎悪を表現するために、「ほとんど信じがたい、身の毛もよだつような事態である。これは地獄から到来した問題である (a problem from hell)」と述べたことに由来する。パワーによればクリトファーの言葉の含意は、「ボスニア紛争の当事者以外の者には、この事態に関してまったく手の出しようがない」ということである。cf. “A Problem From Hell: America and the Age of Genocide by Saman-

tha Power”, in: *Booknotes*, June 16, 2002 および “Interview: Samantha Power”, in: *New Statesman*, 6 March, 2008.

この重要な書物を翻訳された訳者の尽力には敬意を表するが、本文中でも適宜指摘したように本訳書の中には訳語の不統一、不適切な訳語、邦訳書があるにもかかわらずそれへの言及がなされていないなど、いくつかの遺漏が散見される。たとえば Michael Ignatieff を「ミッチェル・イグナチェフ」、Michael Walzer を「ミハエル・ウォツァー」、さらには Raphael Lemkin を「ラファエロ・レムキン」と表記している点は誤植あるいは誤訳なのではないかと思う。また私が考えるに（どこから『新世紀エヴァンゲリオン』に出てきそうな）「集団人間破壊」が“Genocide”の訳だとしたら、これも誤植あるいは誤訳であろう。“Genocide”は本文で述べたように、ポーランドの法学者・弁護士ラファエル・レムキンによる造語であり、一般には「大量虐殺」ないしは「集団殺害」と訳されているからだ。またレムキンがこの新語を創る際に留意したのは、特定の間人集団あるいは当該集団に属する個人の生命を「破壊 (destruction)」することのおぞましさにあった。人間はあくまでも「殺害 (killing)」の対象ではあって、物のように「破壊」されるものであってはならない、というのがレムキンの真意なのではないだろうか。そうだとすれば「集団人間破壊」という訳語は、かえってレムキンが「ジェノサイド」という新語に込めた意図を裏切ることになるのではないだろうか。さらに言えば、「集団人間破壊」という言葉が意味しているのは、ある「集団」が別の「集団」を「破壊」することなのか、それともある「集団」としての「人間」が「破壊」されるということなのか判然としない。いずれにせよ「集団人間破壊」という訳語から「genocide」という原語を連想することは不可能であろう。私自身も翻訳という作業の困難さは十分に理解しているつもりだが、回避できる誤りは可能な限り回避することにこしたことはない。是非訂正あるいは説明を願う次第である。

- (14) Cf. Edited by Roy Gutman and David Reif, *Crime of War: What the Public Should to Know*, New York and London: W.W. Norton & Company, 1999, p.155. ちなみに本書の共著者のひとりであるデイヴィッド・リーフの母はスーザン・ソントグであり、代表的著作としては *Slaughterhouse: Bosnia and the Failure of the West*, New York: Simon & Schuster, 1995 [本書はパワー、前掲邦訳、459頁に引用されている]; *A Bed for the Night: Humanitarianism in Crisis*, New York: Simon & Schuster, 2003; *At the Point of a Gun: Democratic Dreams and American Intervention*, Simon & Schuster, 2005 および *Swimming in a Sea of Death: A Son's Memoir*, New York: Simon & Schuster 2008 [邦訳『死の海を泳いで——スーザン・ソントグ最期の日々』(上岡伸雄訳、岩波書店、2009年)] などがある。

- (15) 「ジェノサイド条約」の成立過程については、瀬川博義「ジェノサイド条約の

成立の経緯」(日本法政学会『法政論叢』18巻, 1983年, 108-122頁)を参照。

- (16) 木村愛二『アウシュヴィッツの争点』(リベルタ出版, 1995年), 325-327頁。
- (17) パワー, 前掲邦訳, 註(1), 17頁。
- (18) パワー, 前掲邦訳, 138頁以下を参照。また cf. John Cooper, *Raphael Lemkin and the Struggle for the Genocide Convention*, London: Palgrave Macmillan, 2008, p.1. なお『ニューヨーク・タイムズ』に掲載された, コレイの死去に際してのダグラス・マーチンによる追悼記事 (Douglas Martin, "William Korey, B'nai B'rith Lobbyist, Dies at 87", in: *The New York Times*, September 4, 2009)によれば, コレイは1922年シカゴで生まれ46年にシカゴ大学卒業後, 現在のコロンビア大学「ハリマン研究所 (Harriman Institute)」で博士号を取得し, 「シティカレッジ・オヴ・ニューヨーク (City College of New York)」で教鞭を執った。ロビイストとしてはソ連国内のユダヤ人支援に尽力し, また長年にわたりアメリカ合衆国政府に対して「ジェノサイド条約」を批准するよう働きかけ, 同条約は1986年レーガン政権の下で上院において批准され2年後には「ジェノサイド」を合衆国の法律の下で犯罪とする法案が上下院で可決され, レーガン大統領がそれに署名した。

なおコレイの論文 (William Korey, "Raphael Lemkin: "The Unofficial Man"", in: *Midstream*, June/July, 1989, pp.45-48)によれば, レムキンが「非公式人 (The Unofficial Man)」と呼ばれるようになったのは, 彼には帰属すべき「国家がなく (stateless), さらにいかなる政府および非政府組織 (non-governmental organization) をも公式に (formally) 代表していなかった」からである。だから「海外特派員や国連オブザーヴァーたちにとって, レムキンは3年間にわたり国際社会という風車に対して槍を振りかざして闘いを挑み, ついに勝利を勝ち取った現代のドン・キホーテだった」。

第2章

〔I〕 ダルフール紛争の概要

まず確認しておくべきことは大きく「スーダン紛争 (Sudan Conflict)」と言う場合、ふたつの事柄を区別することである。ひとつ目は北部政府と南部反政府勢力との間での紛争（「スーダン内戦 (Sudan Civil War)」）であり、ふたつ目はスーダン西部のダルフル地方にけるいわゆる「ダルフル戦争 (War in Darfur)」ないしは「ダルフル紛争 (Darfur Conflict)」である。本章で直接に扱うのは後者についてだが、より理解を深めるために「スーダン」という国の概要と前者の経緯について述べておきたい⁽¹⁾。

スーダン共和国（正式英語名称 Republic of Sudan：通称 Sudan）は北アフリカに位置する、アフリカ大陸最大規模の国家で世界第10位の面積を有している。それは日本の7倍に当たる。首都はハルツーム (Khartoum) にあり、エジプト、リビア、チャド、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ケニヤと国境を接し、東部は紅海に面している。世界最長のナイル川が東西を分断している。

この国には実に多様な民族が居住している。北部から中部には人口の約7割を占めるイスラム教徒のアラブ系住民が多く居住しており、南部には土着宗教（アニミズム）やキリスト教を信仰するアフリカ系住民（黒人）が多く居住している。ダルフルはこの国の西部に位置しており、その住民は大別するとフル人、マサリート、ザガワなどの非アラブ系の諸民族と、バッガーラと呼ばれる13世紀以降にこの地域に移住してきたアラブ系民族とで構成されている。1820年代この地域にはじめて進出してきた外部勢力はエジプトだった。エジプトはこの地域を統治あるいは教化することには関心を持たず、もっぱら奴隷

と象牙という「商品」獲得を目的とした。やがて奴隷貿易が西欧諸国によって批判されるに伴って、エジプト政府はこの批判をかわすために、南部スーダンを含む地域（「エクアトリア州」）の統治を英国人知事サミュエル・ベイカーに委ねることにした。その後任であるチャールズ・G・ゴードンとともに奴隷交易撲滅の大義名分の下に、武装した南部の交易商人と軍事闘争が展開された。この闘争の中で南部住民自身も敵と味方に分断され、ダルフルを含み南部スーダンは軍事闘争の舞台と化した。1880年代になると北部スーダンにイスラムの救世主マフディーが出現し、反「エジプト」の聖戦を宣言した。マフディーによって率いられた勢力はエジプトおよび英国勢力を駆逐し、スーダンは「マフディー国家」に組み入れられることになった。しかしこれは南部スーダン人にとって解放を意味したわけではなかった。なぜならマフディー勢力は平和的統治制度確立などには関心がなく、以前の武装外部勢力と同様に略奪を繰り返したからである。

1898年に英国・エジプト連合軍が「マフディー国家」の軍勢を撃破したことによって、スーダンは「英国・エジプト共同統治領」となった。実質的には英国による植民地統治の下で北部と南部は分断されてゆくことになる。すなわち北部と南部の人的交流を禁止し、北部ではアラビア語を、南部では英語を公用語に制定し、南部にはキリスト教の布教を進めた。この政策の結果として、南部は北部と経済・文化的に分断され、北部は目覚ましい経済発展を遂げたが、南部は低開発状態のままに放置されることになったのである。スーダンが1956年に独立を達成した時、独立運動の中心的リーダーであった北部のアラブ系住民はイスラム国家の樹立を切望した。スーダン政府はアラブ化する傾向を強め、1958年からは軍事独裁政権を樹立した。とくに1983年にヌメイリ大統領がイスラム法の導入を決定すると、これに反発した南部アフリカ系住民は「スーダン人民解放戦線(SPLA)」を組織して、ゲリラ闘争を展開することになった。ここから「スーダン内戦」と呼ばれる南北紛争が激化してゆくことになる。

両者の対立が本格化するのは、89年にオマル・ハッサン・アル＝バシール大統領が誕生してからだった。彼はさらにイスラム化政策を推進して南部を刺激した。それにくわえて南部にある油田防衛のために、アラブ系住民に武器を供与したことによって、紛争はいっそう拡大した。武装化したアラブ系住民は南部のアフリカ系住民が住む地域で殺戮を繰り返し、その結果として80年代から20年間に200万の犠牲者と400万の人々が難民あるいは国内難民となった。

2005年1月にアメリカなど国際社会がこの紛争に積極的に介入することによって、この南北紛争にも変化が現われ、スーダン政府（北部）と南部反政府勢力間で和平交渉が進展し、同年3月24日の国連安全保障理事会決議1590号に基づき「包括的和平協定（Comprehensive Peace Agreement）」が締結された。同協定により南部には自治政府が樹立され、大統領選挙と北部からの独立の是非を問う住民投票を実施することが決定されるとともに、スーダンを財政的に支える石油資源からの収入を北部と南部で分け合うことが合意された。こうして長年にわたる紛争に終止符が打たれたと思われたが、近年になって不穏な動きが生じ、紛争が再燃する兆しが見られる。その原因は他ならぬ南部独立の動きである。もし南部が2011年1月に実施される予定の住民投票の結果として独立国家になれば、北部は南部に集中している石油資源を失うからだ。そのため北部政府は南部地域で殺害行為などを繰り返し、南部地域に混乱をもたらし、南部独立を阻止しようとしているというのが南部政府の言い分である。今後この南北対立がどのような形で収束するのか余談を許さないというのが現状である。

ところでふたつ目の「ダフル紛争」について、その経緯と概要を述べることにしよう。「ダルフル紛争」とは、スーダン（Sudan）西部のダルフル（Darfur）地方で、2010年現在も進行中の紛争のことである。この地域では、かつてアラブ系住民とアフリカ系住民とが共存していた。ところが2003年2月26日、地元のアフリカ系住民はバシール政権による政治的・経済的差別に

反発し、「正義と平等運動 (Justice and Equality Movement/JEM)」や「ダルフル解放戦線 (Darfur Liberation Front/DLF)」から改称された「スーダン解放軍 (Sudanese Liberation Army / SLM)」および「スーダン人民解放軍 (Sudan People's Liberation Army/SPLA)」という組織を結成し武力闘争を開始した。この反政府勢力の反乱を契機に、スーダン政府軍とスーダン政府に支援されたアラブ系の「ジャンジャウィード」(Janjaweed, Janjawid, Jingaweit) と呼ばれる民兵の反撃が、地域の非アラブ系住民の大規模な虐殺や村落の破壊に発展したものである。スーダン政府は地域のアラブ系住民による民兵組織「ジャンジャウィード」による地上攻撃を空爆によって支援した。この紛争で2003年2月の衝突以降、2006年2月時点での概算で18万人が既に殺害され、現在進行中の大量虐殺の事例として広く記述されている。2004年6月3日の国連事務総長の公式統括 (bilan officiel) によれば、1956年の独立以来、1972年から1983年の11年間を除く期間に、200万人の死者、400万の家を追われた者、60万の難民が発生しているとされる。

双方が民間人に対する大量虐殺・略奪・強姦を含む人権侵害に関与したとして非難されている。しかしながら、直ちに優勢を得たのは武装で上回る「ジャンジャウィード」の方だった。2004年の春までに(ほとんど非アラブ人である)数1,000人が殺され、100万以上の人々が家を追われ、その結果、地域に大きな人道上の危機が引き起こされた。10万以上の難民が「ジャンジャウィード」の民兵に追われ、隣接するチャドに流れ込んだことで、この危機には国際的な要素も加わった。「ジャンジャウィード」はチャド国境に展開していたチャド軍の兵士と衝突し、4月の銃撃戦では民兵70人チャド兵10人以上が殺された。こうして「ダルフル紛争」はスーダン国内の問題としてではなく、国際政治上の大問題となっていったのである。以後、今日に到る経緯を詳細にたどることは省略するが、日本語版「ウィキペディア」で指摘されているいくつかの問題点とそれに対する筆者のコメントを列挙しておこう。

- (1) 2004年8月に、「アフリカ連合 (African Union/AU)」は停戦監視団を保護するために150人のルワンダ共和国の部隊をダルフルに送った。しかし決定時には「部隊の権限は、民間人の保護を含んでいなかった」が、ルワンダ共和国の大統領ポール・カガメは、「もし民間人がその時、危険な状態にあることが確認されれば、私たちの軍は確かに介入し民間人を保護するために兵力を使用するだろう」と宣言した。だが、そのような努力には確実に150人を超える軍隊を必要とする。ルワンダ部隊は8月の終わりに150人のナイジェリアの部隊と合流した。

*コメント：かつて「ルワンダ大虐殺」の当事者であったカガメが、「ジェノサイド」と認定されるには到らなかったが、それに限りなく接近した事態の仲介役を果たすことには、歴史のアイロニーを感じざるを得ない。事実、国連事務総長（当時）のコフィ・アナンは、ダルフルでの大量虐殺の危機は「ぞっとさせられるぐらいに現実的」だと述べている。「ジャンジャウィード」による作戦の度合いも、(スーダン政府によっては強く否定されるものの)ルワンダのジェノサイドと比較されるに到った。

- (2) 2005年1月25日、国連事務総長によって派遣されていた「国際調査委員会」の報告書が提出され、ジェノサイドの客観的要件（集団の組織的殺戮および大規模な破壊）は認めたものの、主観的要件（ジェノサイドの意図）によって行われたかを決定することが残され、スーダン政府の「人道に対する罪」は認めたものの、ジェノサイド罪は認定しなかった。国際法上の犯罪を行った個人をいかに処罰するかについては、3月31日の安保理決議1593号により、事態は「国際刑事裁判所 (ICC)」の検察官に付託されることとなった。

*コメント：この事実は、前章の最後で述べたように、軍事的紛争における虐殺行為を通常の戦時法規以外の国際的取り決めによって裁くことが、いかに困難であるかを例証している。実際、ジェノサイド条約成立

以降、それが実質的強制力を伴ったのは「ルワンダ大量虐殺」とユースラビア紛争における「スレブレニツァの虐殺」の二例だけである。

- (3) 2007年4月、映画監督のステイヴン・スピルバーグは、中華人民共和国の胡錦濤国家主席にダルフール紛争を収拾させるため、スーダン政府に圧力をかけるよう書簡を送った。ステイヴン・スピルバーグは北京オリンピック組織委員会芸術顧問に要請されていたが、この紛争に対する中華人民共和国の対応を批判して2008年2月辞退した。

*コメント：「ダルフール紛争」に関して特徴的な点のひとつに、紛争阻止や難民救済のために多くの文化人、知識人さらにはいわゆるセレブと言われる人々までもが「ダルフール救済同盟 (Save Darfur Coalition)」という組織に動員されたことである。その中にはジョージ・クルーニー、アンジェリーナ・ジョリー、ブラッド・ピット、マット・デイモン、ミア・ファーローなどがいて、前節で述べたサマンサ・パワーもそのひとりである。

- (4) 2007年6月4日にコロンビア大学のマフムード・マムダニは「デモクラシー・ナウ! (*Democracy Now!*)」というアメリカ公共放送番組の取材に対し、「ダルフール救済同盟」のキャンペーンや米国による制裁のあり方を現地の援助を危機に陥れるものとして非難し、同じような犠牲者の発生しているイラク戦争や米国の同盟者であるウガンダとルワンダよりも犠牲者数では10倍以上の虐殺が行われている第二次コンゴ戦争をジェノサイドと呼ぶずダルフール紛争のみをジェノサイドと呼ぶ米国などによるジェノサイドという呼称の政治利用を批判した。

*コメント：これが本論の焦点である。

- (5) 中国はダルフール紛争に対して武器を援助し、石油取引からの収入の80%以上を、虐殺を実行する「ジャンジャウィード」用の兵器購入に充てており、攻撃用ヘリ、装甲車、小火器などの兵器はほとんどが中国製

である。原油獲得のために、スーダン政府および「ジャンジャウィード」による民族浄化を黙認するどころか、積極的に支援している。また国連軍派遣は中国の拒否権によって妨害されている。アメリカでは下院議員108人が書簡を送り、またブッシュはスーダン企業に対して経済制裁を課した。バシールは国際刑事裁判所に起訴されて逮捕状が出ているが、バシールには常任理事国の中国またロシアという後ろ盾があり、中国から労働者が派遣されているスーダンでは中国との関係は密接であり、アメリカはこれらの国との全面衝突だけは避けているためにバシールを逮捕できる可能性は低い。

*コメント：この点を捉えてアフリカにおける紛争を中国、ロシア、アメリカを中心とする勢力間の資源争奪をめぐる、いわば代理戦争と見なす論者は多い。その一例として白戸圭一『ルボ資源大国アフリカ——暴力が結ぶ貧困と繁栄』（東洋経済新報社、2009年、とくに「第四章 グローバリズムが支える出口なき紛争——スーダン共和国）および大津司郎『アフリカンブラッドメタル——94年ルワンダ虐殺から現在へと続く『虐殺の道』』（無双社、2010年）などがある。オバマ大統領が当選以前からスーダン問題に関心を抱き⁽²⁾、その後も繰り返しバシールを非難しているのは事実だが、それが中国に対する牽制なのか、資源確保のための布石なのか、人道的理念に発するものなのかは判然としない。

(6) ダフル紛争に対する日本姿勢に関しては以下のような事実がある。

2005年5月、民主党の岡田克也代表（当時）がスーダンを訪問。ダルフル地方の難民キャンプを視察し、人道援助を行う考えを示した。その後、外務省は、人道上の問題で中断していたODAを再開する決定を行っている。2007年5月22日、安倍晋三首相（当時）は、「（ダルフル紛争を抱えるスーダンについて）援助の仕方を考えないといけない」と述べた。同時に、ダルフル紛争に対する中華人民共和国の消極的な姿勢

から、オリンピックのボイコットを求める声が出ていることについては、「スポーツと政治は切り離して対応する」旨のコメントを発している。2007年10月、民主党の小沢一郎代表（当時）は雑誌『世界』に掲載された論文への反論として「（私が政権を取った場合）国連決議に基づき、国際治安支援部隊へ参加をしたい」とシダルフル紛争への部隊派遣についても意欲を示した。2007年11月6日、当時の福田康夫内閣は国連難民高等弁務官事務所からの要請に応じ、紛争が続くスーダン西部ダルフル地域に、毛布とスリーピングマット各1万枚、給水容器1万個などの救援物資を提供することを閣議決定した。2009年3月4日、政府は同日のICCによる逮捕状発行の報を受け、外務報道官談話を発表。談話では「我が国はICC締約国であり、ICCの独立性及びその決定を尊重します」と述べ、ICCの決定を支持することが表明された。

*コメント：ノーコメント

〔Ⅱ〕命名の政治学——マンダーニの議論

本項では前項に示した論点（4）に関して、マフマード・マンダーニによる「ダルフル紛争」についての見解と、その前提をなす西欧中心主義批判の意義について考察する。

私がマフムード・マンダーニの名前を始めて知ったのは、Edited by Amy Gutmann, Michael Ignatieff, *Human Rights as Politics and Idolatry*, With Commentary by K. Anthony Appiah, David Hollinger, Thomas W. Laquer, David F. Orentlicher, Princeton: Princeton University Press, 2002〔邦訳『人権の政治学』（金田・添谷訳、風行社、2006年）〕においてだった。本書でコメンテタイターのひとりであるアンソニー・アッピアはマンダーニを「マイケル・イグナティエフとハーバードでイグナティエフと同室であった、ウガンダ出身の人物」（邦訳書、187頁）として紹介している。彼の著書は既に二冊が翻訳されてはいるが、わが国にお

いて広く知られているというわけではないので、彼の略歴と著作を簡単に紹介しておこう。

マフムード・マンダーニ (Mahmood Mamdani) は 1947 年ウガンダのカンパラで南アジア (インド) 出身の第三世代東アフリカ人として生まれ、1962 年ウガンダが英国から独立するに及び、彼はアメリカ政府から奨学金を提供され、先ずピッツバーグ大学で学士号 (1967 年) を獲得し、次いでタフツ大学の「フレッチャー法律・外交大学院 (Fletcher School of Law and Diplomacy, Tufts University)」で法律・外交修士号 (1969 年) を取得後、ハーヴァード大学で博士号 (1974 年) を取得した。ハーヴァード大学在学中は授業料値上げに反対する院生によるストライキを指導した。その後一時ウガンダに帰国するが独裁者イディ・アミン (Idi Amin) が 1972 年に布告したアジア系住民追放令により国外退去を余儀なくされ、タンザニの旧首都でインド洋に臨む開港都市にある「ダル＝エス＝サラーム大学 (University of Dar es Salaam)」に職を得るまで英国で暮らした。アミン政権崩壊後はウガンダに戻りカンパラにある、ウガンダで最大・最古の「マケレレ大学 (Makerere University)」で研究・教育に従事した。妻のミラ・ネイル (Mira Nair) は映画編集者であり息子がひとりいる。

現在彼は「コロンビア大学人類学・政治学部ハーバート・リーマン行政学教授 (Herbert Lehman Professor of Government in the Departments of Anthropology and Political Science at Columbia University)」の地位にある〔Herbert Lehman の本名は Herbert Henry Lehman であり、1878 年にアメリカ合衆国で生まれた民主党所属の政治家である。1908 年に彼は父親が設立者のひとりである投資会社「リーマン・ブラザーズ」の共同経営者になった。彼は 1933 年から 42 年までニューヨーク州知事を務め、1950 年から 57 年までニューヨーク選出の上院議員を務め、1963 年 12 月 5 日に没した〕。また同時に「コロンビア大学アフリカ研究所長 (Director of Columbia's Institute of African Studies)」を務め、「中東・南アジア・アフリカ研究学部 (Department of Middle Eastern, South Asian, and African Studies)」

で教育・研究に従事している。彼は1998年に出版された *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism* によって Herskovits Award of the African Studies Association of the USA. を授与された。2001年にはノーベル平和賞制定100周年記念シンポジウムに招聘された9人の研究者のひとり選ばれた。2008年5月にはアメリカの雑誌『外交政策 (*Foreign Policy*)』が選ぶ、そして同年6月には英国の雑誌『プロスペクト (*Prospect*)』が選ぶ100人の「公共的知識人 (public intellectuals)」のひとり選ばれた。これまでに彼が出版した単著、共著および編著は以下の通りである。

- *From Citizen to Refugee* (Francis Pinter Ltd., 1973).
- *The Myth of Population Control: Family, Caste and Class in an Indian Village.* (Monthly Review Press, 1973).[邦訳『反「人口抑制の論理」』(自主講座人口論グループ, 風濤社, 1976年)].
- *Politics and Class Formation in Uganda.* (Monthly Review Press, 1976).
- *Imperialism and Fascism in Uganda.* (Africa World Press, Inc., 1983).
- *And Fire Does not Always Beget Ash: Critical Reflections on the NRM.* (1996).
- *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism.* (Princeton University Press, 1996).[本書に対する書評としては Gail M. Gerhart, “Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism”, in: *Foreign Affairs*, March/April, 1997 がある].
- *Crisis and Reconstruction-African Perspectives: Two Lectures* (with Colin Leys). (Nordiska Afrikainsitutete, 1998).
- *Beyond Rights Talk and Culture Talk: Comparative Essays on Rights and Culture.* ed. (St. Martin's Press, 2000).
- *When Victims Become Killers: Colonialism, Nativism, and Genocide in Rwanda.* (Princeton Univ. Press, 2001).
- *Good Muslim Bad Muslim: America, The Cold War, and the Roots of Terror.* (New

York: Pantheon/Random House, 2004) [邦訳『アメリカン・ジハード——連鎖するテロのルーツ』(越智道雄訳, 岩波書店, 2005年)].

- *Saviors and Survivors: Darfur, Politics, and the War on Terror*. (Pantheon, 2009)
[本書を含むダルフル紛争に関する四冊の著作——John Hagan and Wenona Rymond-Richmond, *Darfur and the Crime of Genocide*, Cambridge University Press; Daoud Hari, *The Translator: A Tribeman's Memoir of Darfur*, Random House [邦訳『ダルフルの通訳——ジェノサイドの目撃者』(山内あゆ子訳, ランダムハウス講談社, 2008年)]; Halima Bashir, with Damien Lewis, *Tears of Desert: A Memoir of Survival in Darfur*, Oneworld/Ballantine [邦訳『悲しみのダルフル——大量虐殺を生き延びた女性医師の記録』(真喜志順子訳, PHP 研究所, 2010年)]——に対する書評 (Nicholas D. Kristof, “What to Do About Darfur”, in: *The New York Review of Books*, July 2, 2009) がある。ちなみに本書のペーパーバック版の裏表紙にはマイケル・イグナティエフによる「このきわめて感銘深い作品は——恐怖という決まり文句(クリシェ)を越えて恐怖を可能にする社会的ダイナミクスの真の理解に到達しようというひとりの学者による試みである。本書は現実的重要性を有し、献身的で情熱的な学問的研究の好例である」という推薦文が掲載されている。なお他の書評としては Richard Just, “We Can't Just Do Nothing”, in: *The New Republic*, August 27, 2009 がある。さらに本書をめぐるひとつのラジオ対談 (<http://www.radioopensouce.org/mahmood-mamdani-you-and-i-got-darfur-wrong>) と新聞インタビュー (With Anna Munday, “Politics and Humanitarianism”, in: *The Boston Globe*, March 22, 2009) がある]。

これらの著作の中で彼を一躍アメリカ論壇の寵児としたのは *Good Muslim, Bad Muslim: America, The Cold War, and the Roots of Terror*. (New York: Pantheon/Random House, 2004). [邦訳『アメリカン・ジハード——連鎖するテロのルーツ』(越智道雄訳, 岩波書店, 2005年)] である。本書の中で彼は「文化の話法 (Culture

Talk)」という言葉縦横に駆使し、従来の西欧人のムスリムに対する見方に大転換をもたらした。この言葉は今や論壇でムスリム文化を論じる際のキーワードにすらなっている。本書に対する書評〔“Mahmood Mamdani, Good Muslim, Bad Muslim: America, the Cold War, and the Roots of Terror”, in: *Canadians for Justice and Peace in the Middle East*, No. 3, November, 2008〕において書評者は、マンダーニによればサミュエル・ハンチントンの『文明の衝突』に代表される「文化の話法」は「どの文化にもそれを定義するある明確な本質なるものがあって、そして…政治をその本質の一帰結として説明する」〔原書 p. 17, 前掲邦訳, 18 頁。ただし訳文は執筆者のものである。また邦訳書においては、英語の“culture talk”には「カルチャー・トーク」という訳語が当てられている〕として、そのルーツはプリンストン大学のオリент学者バーナード・ルイスが1990年に発表した論文“The Roots of Muslim Rage”⁽³⁾にあることを明らかにし、ハンチントン流の陰鬱な政治的占いは自己充足的予言に他ならないと批判する。それに対して書評者は「マンダーニが説得力をもって論じるひとつのテーマがあるとすれば、それは血まみれの紛争という終わりのない衝突は必然的でも、不可避的でも、かつ人類にとって利益をもたらすものでもないということである」と述べている。つまりマンダーニが本書で主張しているのは、9・11に代表されるイスラーム教徒によるテロを「文化」という、何か「本質」めいたものに還元することの誤りなのだ。そうではなく現在世界各地で頻発している紛争にはそれぞれに独自の歴史的・政治的要因が介在しているのであって、紛争を解決するために必要なのは「文化の話法」ではなく、あくまでもそれぞれ^{ポリティクス}の文脈——たとえば「帝国主義」, 「冷戦」, 「ベトナム戦争」, 「米ソ対立」——に則した「政治学」なのだというのが、本書評の趣旨である。的確な指摘と言えよう⁽⁴⁾。こうしたマンダーニによる議論の延長線上にあるのが、「命名の政治学」なのである。

ところでマンダーニの論文「命名の政治学：ジェノサイド、内戦、反乱 (The

Politics of Naming: Genocide, Civil War, Insurgency)』 in: *London Review of Books*, Vol. 29, No. 5, 8 March 2008 は次のような書き出しで始まる。

◀イラクとダルフルの類似性は注目に値する。過去3年間にわたり殺害された民間人の概数はほぼ同じである。殺害者のほとんどは正規軍と密接に連携した民兵組織だった。その正規軍こそが民兵組織の兵器の主要な供給源だったと言われている。犠牲者もまた個人として標的になったというよりも、全般的に言えばある集団のメンバーとして特定されている。だがこれらふたつの場所での暴力には違った名前が与えられている。イラクではその暴力は反乱 (insurgency) と対抗反乱 (counter-insurgency) のサイクルであると言われており、ダルフルではジェノサイド (genocide) と呼ばれている。この違いはなぜ生まれたのか。誰がそう命名しているのか。誰が命名されているのか。それはどのような違いを生み出すのか。▶

このように述べたうえでマンダーニはニューヨーク市において——たとえば『ニューヨーク・タイムズ (*The New York Times*)』紙には「ダルフル」への介入を呼びかける全面広告が掲載され、『ニュー・リパブリック (*The New Republic*)』誌の編集長による「ダルフル」についての社説では「最初に執られるべき手段としての武力」への呼びかけがなされ、さらに同じ「人道的介入」を支持する人々が「イラクから手を引け、ダルフルに介入せよ」といったスローガンを叫びたなどといった——最も強力な運動が展開されたのは、イラクとの関係においてではなくダルフルとの関係においてだったことの原因を追究してゆく。

彼によればその原因は「ダルフル紛争」勃発以来、そこで展開されている暴力行為への批判が主として「合衆国 (US)」とその圧力に押された「国連 (UN)」によって主導されていったことにある。「合衆国」において逸早く「ダルフル

ル紛争」への警告を発したのは、「ワシントン・ホロコースト博物館」の運営委員会であった。『エルサレム・ポスト (*The Jerusalem Post*)』紙が報じるところでは、この委員会がそのような警告を発したのはこれが最初だった。さらにこの警告に追随するかのようになり2008年7月初めにアメリカ国務長官のコリン・パウエルはスーダンとダルフルを訪れ、スーダン政府に「ジャンジャウィード」への支援を止めるように説得した。アナンはこの訪問を「建設的だ」と評した。その後7月23日に「合衆国」上院および下院は、スーダンのダルフル地域の武力紛争を「ジェノサイド」だと宣言し、それに終止符を打つ国際的な勢力を結集するようにブッシュ政権に要求する両院合同決議を承認した。しかしながら、「国連」およびブッシュ政権は、ダルフル紛争を「ジェノサイド」だとは考えていなかった。CNNによればコリン・パウエルは、ダルフル紛争の現状が「ジェノサイド」であるかどうかを決めるためには、より多くのダルフルからの報告書が必要だと語った。コフィ・アナンはこの紛争を「人道的に悲劇な状況」と呼んだが、「ジェノサイド」あるいは「民族浄化」とまでは呼んでいない。BBCによれば、アナリストの推測では紛争の終結には少なくとも15,000人の兵士が必要だが、どの国も兵士を送ろうとはしない。英国首相トニー・ブレアは軍事介入を除外しないとした。英国軍の最高司令官マイク・ジャクソンは、「ジャンジャウィード」に対抗するために英国がおおよそ5,000の兵士を集めることができると語った。その時に「各国（とくに「合衆国」）が行おうとしている可能な唯一の解決手段は制裁による脅しである。欧州連合は紛争が解決されない場合、スーダンに対し制裁で脅す際にアメリカに加わるであろう」と発表した。7月30日、国際連合安全保障理事会は「ジャンジャウィード」を武装解除し正義をもたらすために、スーダンの政府に30日の期間を与えた。これはこの期限に達しない場合は制裁を考慮すべきだという意図を示している。アラブ連盟はより長い期間を求めており、スーダンがもうひとつのイラクになってはならないと警告した。9月18日、国連安保理は合衆国のダン

フォース国連大使などの提案による、スーダン政府に対し紛争防止の履行がない場合の AU 監視部隊の拡大、AU による虐殺の査察および石油の禁輸などによる制裁を警告する決議案（安保理決議 1564 号）を賛成 11、棄権 4（アルジェリア、中華人民共和国、ロシア、パキスタン）、反対 0 で可決した。中華人民共和国とパキスタンはスーダンに石油権益を持つため難色を示していた。

このような経緯⁽⁵⁾があって、上述したようにニューヨークを中心にする文化人や知識人が「ダルフール救済同盟（Save Darfur Coalition）」という組織に動員されたのである。その組織の中心的人物は『ニューヨーク・タイムズ』の「署名入りコラム（op-ed column）」の執筆者ニコラス・クリトフ（Nicholas Kristof）⁽⁶⁾ だった。彼に代表される見方をマンダーニは「道徳性の御伽話（morality tale）」だと批判する。すなわちマンダーニによれば、

〈ジャーナリズムは私たちに単純な道徳上の世界を提示する。そこでは犯罪者集団が犠牲者集団に対面しており、両者とも歴史と文脈の外部に置かれているために歴史も動機づけも思考不可能なのだ。新聞が社会的現象としての暴力に脚光を当てる場合でさえ、新聞は犯罪者という行為主体を形成する諸力を理解することに失敗している。その代わりに新聞は犠牲者を汚れないものとして描き、犯罪者を邪悪なものとして描くような一目瞭然かつ複雑性のない道徳的物語を探し求める。昨日の犠牲者が今日の犯罪者であり、犠牲者が犯罪者に転じてきたところでは、ホロコーストのアフリカの再演（replay）を見出そうとするこの試みは機能しないだけではなく、逆の帰結をもたらす。その分析上の弱点が何であれ、暴力を脱政治化すること（the depoliticisation of violence）はその主張者に格別の政治的優位性を与えることになるのだ。〉

こうして「ダルフール紛争」はその現実的かつ政治的性格が深く探求される

ことがないまま、単純にアラブ人／アフリカ人という人種間紛争として理解されてゆく。このような同紛争の脱政治化によって、上述した「ダルフル救済同盟 (Save Darfur Coalition)」を代表とするキャンペーンは三つ利点を獲得することになる。その第一は、そのキャンペーンが道徳上の戦略的優位性 (the moral high ground) を独占することである。つまりそのキャンペーンは自らを「無政治的だが道徳的な (apolitical but moral)」ものとして提示し、自らの関心は人命救済だけに限定されると称する。第二の利点は、「ダルフルを救え」という「単一争点キャンペーン (single-issue campaign)」は、今日重要視される他の問題点では意見を異にする——たとえばキリスト教右派からユダヤロビーや大学に拠点を置く平和運動に到るまでの——集団や個人を一致結束させることになる。たとえばコラムニストとして有名なナット・ヘントフは『ヴィレッジ・ヴォイス (Village Voice)』において、「ダルフル救済同盟」は「信仰に基礎を置く、人道主義的で人権を擁護する立場に立つ 515 の組織の連合体」だと書いている。第三の利点は、「ダルフル」が、そこに積極的に介入しようとする「対テロ戦争 (War on Terror)」を主導してきた英国や合衆国といった国々にとって「既得権益 (vested interest)」がない遠くて小さい場所であることからもたらされる。それは「コンゴ紛争」と比較すれば明白である。「コンゴ紛争」は「ダルフル紛争」の拡大版であるが、合衆国が前者に介入しないのは、前者が合衆国の国益と密接な関連を有しているからである。たとえば「コンゴ紛争」での戦闘主体である民兵組織の訓練所は、アメリカの同盟国であるウガンダやルワンダである。「それこそが——キヴ (kivu) の暴力ではなく——ダルフルの暴力がジェノサイドと命名される理由なのではないか」⁽⁷⁾。

こうしてマムダーニによる批判の矛先はルワンダ虐殺に関する著書 *We wish to inform you that tomorrow we will be killed with our families: Stories from Rwanda*, London: St. Martin's Press, 1999 [邦訳『ジェノサイドの丘——ルワンダ虐殺の隠された真実 (上・下)』(柳下毅一郎訳, WAVE 出版, 二〇〇三年)] の著者である

フィリップ・ゴールヴィッチ (Philip Gourevitch)⁽⁸⁾ や上述したサマンサ・パワーにも向けられてゆく。マムダーニによれば彼ないしは彼女の間違いは、ルワンダ虐殺を単純にナチのホロコーストの再演と見なし、それを阻止することに失敗したアメリカの対応に対して、いたずらに道徳的非難を浴びせることだけに専念し、虐殺に到る具体的な歴史的・政治的条件への探究を疎かにしていることである。こうしてその歴史的・現実政治的条件への探究としての *Saviors and Survivors: Darfur, Politics, and the War on Terror*. (Pantheon, 2009) が執筆されることになる。本書が「スーダンの歴史という広い文脈の内部で、ダルフールの危機を説明した最初の著作」(ハードバック版のカバーより引用)と言われる所以である。ここで300頁を越える本書について立ち入った分析をする余裕はないが、本論説が基になって展開された上述の論点(4)について、その議論の要点を紹介し、いわゆる「人道的介入」の功罪について考えてみよう。

〔Ⅲ〕「命名の政治学(The Politics of Naming)」めぐるマムダーニとエイミー・ゴッドマンとの対話

以下において考察の対象にするのは2007年6月4日に行なわれた『デモクラシー・ナウ! (*Democracy Now!*)』の番組におけるマムダーニとエイミー・グッドマン (Amy Goodman)⁽⁹⁾ との対話である。対話は次のようなグッドマンによる状況説明から始まる。

◀ 2007年5月末ブッシュ大統領はスーダン政府に対する新たな経済制裁措置を発表し、スーダン政府系企業31社を米金融機関から締め出しました。これは米国の団体「ダルフール救済同盟」の広報活動の成果とされています。しかし、スーダン国内で活動中の援助団体からは反発を買っています。「ダルフール救済同盟」は現地の救援活動を危険にさらすような提案をする一方で、集めた数100万ドルの寄付はダルフール難民のためには

使われていないというのです。世界有数のアフリカ研究者、コロンビア大学のマフムード・マムダーニ教授が、米国内のダルフール支援キャンペーンの問題点について語ります。

マムダーニ教授によれば、ジェノサイドという呼び方は、ホロコーストに代表される20世紀特有の集団虐殺を背景に使われ出しました。この言葉を作った法律家レムキンは、ジェノサイドが発生した時には国際社会が介入する義務があるという国連決議を採択させました。でも数ある民間人の大量殺戮のうち、どれがジェノサイドとされるかは自明ではありません。ここから「ジェノサイド」の命名が政治的な道具に使われるようになりました。最強の大国アメリカが敵方の大量殺人だけをジェノサイドと呼び、味方の大量殺人には決してその呼称を使わないのです。

ダルフールにもこれが適用され、固有の歴史や政治の背景が剥ぎ取られて、加害者（アラブ）と被害者（アフリカン）がいるだけの抽象的な図式にはめ込まれます。本当は複雑な問題なのに、このような還元によって簡単に「正義」の立場を振りかざすことが可能になる。こうした無邪気な善意は真の解決にはつながりません。莫大な寄付金を集めながら、現地の救援にはまったく使っておらず、すべて広告キャンペーンに使っているとすれば、いったい誰のための運動なのでしょう？>〔以上の文章は、日本語版『デモクラシー、ナウ！』のウェブページの翻訳に依拠した。ただし表記などを一部改変した〕。

こうした状況説明の後にまずグッドマン（以下Gと略記する）がこう切り出す〔なお以下の訳文は *Democracy Now!* の英語版を基にして筆者が訳したものである。口調はNHKテレビの「クローズアップ現代」の國谷さんをモデルにしたが、果たしてそれが成功しているかどうかは読者の皆さんの判断に委ねる〕。

G：ではダルフルの話に戻りましょう。先日、ブッシュ大統領はダルフルでの暴力においてスーダン政府が果たした役割に対する新しい制裁措置を命じました。先週の大統領声明によって、スーダン政府と結託した31の会社が合衆国の銀行システムを使えなくなりました。この制裁措置は、ホワイトハウスに対して行動を採るように圧力をかけているアメリカの指導的団体「ダルフル救済同盟」にとってひとつの勝利と見なされています。でも先週土曜日の『ニューヨーク・タイムズ』の報道によれば、「救済同盟」によるよく知られている様々な努力はスーダンの現地で苦勞している支援グループから怒りをかっているとのこと。支援グループが言うには、「救済同盟」が非戦闘ゾーンの設定を要求することによって、支援活動に支障をきたしグループのために働く人々を危険にさらしている。さらに支援グループは「救済同盟」がその何100万ドルもの資金をダルフルの難民救済のために使っていないことも批判しています。

マムード・マムダーニさんは最も優れたアフリカ研究者のひとりです。彼は最近『ロンドン・レビュー・オブ・ブックス』に「命名の政治学：ジェノサイド、内戦、反乱（The Politics of Naming: Genocide, Civil War, Insurgency）」という題名の論文をお書きになっています。マムダーニさんはウガンダ生まれで、現在はウガンダとニューヨークの間を往来なさっています。ニューヨークで彼はコロンビア大学の教授を務めています。マムダーニさんは金曜日に私たちのファイヤーハウス・スタジオにお立ち寄りに下さいました。私は「命名の政治学」という彼の論文の題名についてお尋ねすることから、この対話を始めました。

これに対してマムダーニ（以下Mと略記する）はこう応じる。

M：私が思うに、より大きな問題は20世紀と20世紀がもたらした大量殺戮（mass slaughter）、とりわけ「ホロコースト」というものを背景にして生

まれた——とりわけジェノサイドという——名前なのです。それを背景としてレムキンが国際社会、とくに国際社会を構成する諸国家に対して、ジェノサイドという事態が生じた場合には、それを阻止するために介入する義務があるのだという確信を植えつけました。彼は国際社会に対して、これに関して決然たる態度を採らせることに成功しました。

ここからジェノサイドをめぐる政治学が生まれてきます。つまりジェノサイドをめぐる政治学とは、どういう場合に民間人殺害はジェノサイドなのかそうでないかという問題なのです。どのような特定の殺害がジェノサイドと命名されるのか、どのような殺害がそう命名されないのか。ですから、ここ10年を振り返り大量殺戮のいくつかの事例——たとえばイラクにおける大量殺戮——を採り挙げてみましょう。それは一少なくとも数の点では——スーダンで現に進行中の事態に勝るとも劣らないものであり、あるいはコンゴでの大量殺戮も、少なくとも数の点ではダルフルで現に起こった、これまで起こってきたものの、おそらく10倍もの規模のものなのです。しかしこれらのいずれもジェノサイドとは命名されませんでした。ダルフルでの殺戮だけがジェノサイドと命名されてきました。そういうわけで明らかにこの命名をめぐる政治学というものが存在しています。そして私が関心を持つのはそういう政治学なのです。

G：で、あなたはこの政治学についてどうお考えなのですか。

M：そうですね、私はこう考えています。つまり今起こりつつあることはジェノサイドがこの地球上での最大・最強国、すなわち合衆国によって道具化 (instrumentalize) されつつあるということなのです。ジェノサイドという言葉は、合衆国への敵対者が関与する大量殺戮はジェノサイドと命名され、合衆国の味方もしくはその代理人が関与する大量殺戮はジェノサイドとは命名されないというような仕方です。道具化されています。そし

てそれはレムキンがまったく念頭においていなかったことなのです。

G：あなたは合衆国のメディアがダルフール紛争を単純化していることについて幅広く論じておられますが、それを支えているのは誰だとお考えですか。

M：確かに私はその事実に衝撃を受けました——それというのも私は9ヶ月をニューヨークで過ごし、3ヶ月をカンパラで過ごすという暮らしを続けていますが、毎朝『ニューヨーク・タイムズ』紙を開き民間人に対する暴力や残虐行為に関する記事を読むと、そこにはふたつの場所——ひとつはイラク、もうひとつはダルフール——が出てきます。その種の記事はそれこそ毎日、毎週といった具合に継続しています。私にとってショックだったのは、アメリカの大学キャンパスで実行された集団的暴力に反対する最大規模の政治的運動がイラクに関するものではなく、ダルフールに関するものだったことなのです。それは私を困惑させました。なぜならそれらの学生の大多数、いやその全員はアメリカ市民であり、彼らは自分自身の政府が採った政策の結果である集団的暴力に対してもっと大きな責任があり、責任を感じるべきだと常々考えていたからです。そして私はこう自問しました。「どうしてなのか。いったいどのようにして彼らはイラクでの集団的暴力やそれに対するオプションについて議論するのだろうか」と。そして私は気づきました。彼らがイラクについて議論するのは、もしアメリカの部隊がイラクから撤退することになったらどういう事態になるだろうかということを問い、そしてそれについてひどく苦しんでいるからだ。もしそうになったら暴力は増えることになるのか、減ることになるのか。しかしダルフールに関してはそんな苦渋といったものはどこにも見当たりません。なぜならダルフールは歴史のない場所 (a place without history) であり、政治のない場所 (a place without politics) だからです。それはたんに地図の上の一点にすぎません。

それはたんに迫害者と犠牲者が対決している場所にすぎないのです。そして迫害者の名前はアラブ人であり、犠牲者の名前はアフリカ人です。それを悪魔の仕業に見立てることは実に簡単なことです。その政治的実質を空無化された道徳的立場にしがみつくことは容易なことなのです。これが私を悩ませ、そのことについて私が書いた理由です。

こういう具合に対話は進行してゆくのだが、これを全訳することは省略し以下、重要なポイントだけを挙げておこう。

- (1) マムダーニはまずダルフルにおける死者の数さえ明確に把握されていない事実を指摘し、「世界食料計画 (World Food Program: WHP)」が20万人という概算を示しているが、その内で殺害されたのは20パーセントであり80パーセントは餓死または病死だと見なしているが、それらも含めてジェノサイドだと考えるべきだと主張する。さらにダルフルが地球温暖化による最も深刻な被害を受け、基本的な生活物資にすら事欠く状態にある地域だということを指摘する。南部地域の砂漠化によってその住民が北部へと移住を余儀なくされている。したがって砂漠化による死者と内戦による死者の数は明確に区別できない。
- (2) さらにマムダーニはダルフル紛争における「スーダン解放軍 (Sudan Liberation Army: ALP)」、 「スーダン人民解放軍 (Sudan People's Liberation Army: SPLA)」、 「正義と平等運動 (Justice and Equqlity Movement: JSE)」 という反政府組織についてそれぞれの性格を区別すべきだと主張し、スーダン政府がそれぞれの組織に対してどのように対応してきたかを説明する。そこから明らかになってくることは、冷戦期から継続してきたスーダン・チャド・アメリカ・フランス・リビアといった国々の複雑な関係であり、なかでもアメリカがモザンビークにおいて作り上げた「モザンビーク民族レジスタンス (Resistencia Nacional Mocambicana: RENAMO)」 [ポルトガル入植者が主体である反政府ゲリラ組織] が、国家の支援を受け

たテロ組織の始まりであることを強調する。

- (3) 次の論点は2003年から始まったダルフル地方における反政府運動に対するハルツーム政府が採った対応である。ママダーニによれば、それは当該地域における最も弱くて攻撃に晒されやすい人びとを傘下に収め、それを反政府運動への対抗力として利用したというものだった。ゴッドマンはそういうママダーニの見解に対して、上述した「イラクから手を引け、ダルフルに介入せよ (Out of Iraq, into Darfu)」というスローガンに見られる「介入 (internention)」に関してママダーニはどう考えるのかと問い詰める。それに対してママダーニはほぼ次のように応じる。

◀ダフルで第一に問題なのは、戦闘をいかにして停止させるかということなのです。…戦闘を停止させる唯一の方法は政治的決断です。2005年に「アフリカ同盟」部隊はダルフルに侵攻しました。私はルワンダ紛争時におけるダレールの副官だったガーナ人将校にインタビューをしました。この人物はダルフルにおける国連中核部隊の指揮官です。彼が私に言うには、「アフリカ同盟」部隊は2005年に目覚ましい成功を収めました。殺害行為は劇的に減少したのです。その後ふたつのことが起こった。それらはともに財政上の問題でした。アフリカの国々は部隊を提供することはできますが、給与や兵站業務に割くだけの財政的余裕はありません。アフリカ人部隊の給与を支払ったのは欧州連合だったのです。しかしそれにはある条件がありました。欧州連合の財源は緊急事態のための基金でしたが、給与の支払いは四期に分けられたのです。ですからアフリカ人部隊は三ヶ月毎に支払われるわけなのです。そのうえ欧州連合は三ヶ月後の支払いは事務処理が適切になされ、説明責任が果たされる場合に限るという条件を付けてきたのです。そういうわけで、「アフリカ同盟」はここ四ヶ月間給与を支払われていません。なぜなら欧州連合が言うには、適切な説明責任

が果たされていないからなのです。

第二の問題は兵站業務に関連するものです。部隊が活動するためには飛行機が必要ですが、それを操縦するのは民間人パイロットなのです。彼らには、危険だと考える地域の上空を飛ぶのを拒否する権利があります。これらの地域は無論、全面的に危険地帯になっています。ですから、兵站業務は自分では制御できないような仕方になされざるを得ません。「君はどうしてこんな変化が起こったのだと思うか」という私の問にかけに対して、ガーナ人将校はこう答えました。「私には分かりませんが、私が唯一思いつくのは、その理由は政治的なものだろうということだけです」。私がブッシュ大統領の演説を聞いた時に抱いたのも同じ反応でした。>

その後、マンダーニとグッゴマンとの間で「アフリカ連合」部隊がダルフルに介入することの有効性、それが介入する際に必要とされる合意の有無、そしてエチオピア部隊がソマリアに介入した際に民間人犠牲者の数が増大したことなどをめぐる議論が展開される。そして最後に「ダルフル救済同盟」の役割に関する、マムダーニとゴッドマンの次のような見解の披瀝によって、この対談は閉幕する。

M：…私がスーダンのハルツームに行った時のことをお話ししましょう。私は国連の人道支援関係者や政治担当者などにこう尋ねました。「『ダルフル同盟』はどんな支援を与えてくれているのですか」。彼は「いっさい何も (Nothing)」と答えた。「いっさい何もですか (Nothing?)」と聞き返すと、彼は「そうです (No)」と答えた。私が知りたいのは、「ダルフル同盟」はこの国で途方もないほど多額の資金を集めました、その資金はいったいどこに行ったのかということなのです。その資金はスーダンで活動している別の組織に行ったのでしょうか。それともたんにキャンペーン広告資金に使われたのでしょうか。

G：ダルフルで現に進行中の事態を一般の人々に知らせるためにです。

M：なるほど、ダルフルで現に進行中の事態を一般の人々に知らせるためにですか。しかし、まだその事態を知らなかった人々が寄付をしたのは、商業的キャンペーンを奨励するためではなく、ダルフルで犠牲になっている人々の苦痛や被害に関してその資金が使われることを期待してのことだった。ですから問題はその資金がどれくらい現実にダルフルの人々のために使われたのか——どれくらいが食料や医薬品や避難所のために使われたのか、そしてどれくらいが再利用されているかということなのです。

G：国連による措置が今後も推進されるとしたら、あなたはそれに賛成なさいますか。

M：そうですね、その答えはその措置があくまでも政治的措置でなければならないということです。「アフリカ同盟」が手を縛られた状態になかったとしたら——つまりその資金が「アフリカ同盟」部隊のための給与や兵站業務に使われていたとしたら、その資金は「アフリカ同盟」が自由に活動することに役立ったことでしょう。ダルフルの人々のために発言し活動すると称する政府が、介入のために費やすつもりを資金を、直接に「アフリカ同盟」のための給与支払いに振り向けていたとしたら、またその資金が今のような拘束のない兵站業務が可能になるように使われていたとしたら、問題はもっと解決に近づいていたことでしょう。

こうしてマムダーニとゴッドマンの対談は幕を閉じる。この対談から私たちはどのような「教訓」を導き出せるだろうか。次節ではそのことについて考察することにしよう。

〔Ⅲ〕「文化の話法」を超えて

前節で見たようにマムダーニが批判するのは、バーナード・ルイスやサミュ

エル・ハンチントンに代表される「文化の話法」だった。もちろん、それに対する批判が全面的に展開されるの『アメリカン・ジハード——連鎖するテロのルーツ』においてではあるが、9・11事件について「社会科学研究会議（Social Science Research Council: SSRC）」のウェブサイトに掲載されている論説“Good Muslim, Bad Muslim-An African View”（<http://essays.ssrc.org/sept11/mamdani.htm>）に即して「文化の話法」によってマムダーニが何を意味しているのかを確認しておこう。

マムダーニによれば9・11事件以後、英国の雑誌『スペクテイター』や『ニューヨーク・タイムズ』といったメディアでは、イスラームとテロリズムを結びつける記事が増加しつつある。その際にメディアは「良いムスリム」と「悪いムスリム」を区別しなければならないということを強調する。しかしこのような区別は妥当なのだろうかと問いかげながら、マムダーニはこう書いている。

〈われわれの世界は本当にふたつの世界、すなわち一方は文化を創造し、他方は文化の囚人（a prisoner of culture）であるようなふたつの世界に分断されているのだろうか。そもそも文化には本当にふたつの意味があるのだろうか。世界の一方では、文化は創造性、あらゆる点で人間的であることを表わしているが、世界の他方では、それは慣習、ある種の本能的活動を表わし、その活動の規範は創生期の聖典、通常は創生期に造られた宗教的人工物の中で「博物館入りした聖典（museumized text）」に刻み込まれているのだろうか。〉

さらに彼は後者の場合には、その文化の中の人々は「博物館入りした人々（museumized people）」であり、創生期を除けば当該文化をさらに発展させたり自分たちの食料を生産したりする能力もなく、ひたすら自らの文化に盲目的に従うだけ人々と見なされている。「そうした人々の文化には歴史も、政治も、論争もないように見える。…それが意味しているのは、彼らが救済されるのは慈善によって、すなわちその文化の外部からもたらされる救済によってなされ

るといふことなのだ。こうした文化観においては、ふたつに分断された文化の一方には「人類全体が破壊される前に救済されなければならない野蛮人 (savage)」がおり、他の一方には野蛮人を救済することを責務とする「文明化された人々 (the civilized)」がいることになる。したがって今や文化は「生死にかかわる問題 (a matter of life and death)」になっている。後者の文化に属する人々の政治的行動は、それらの人々の宗教から理解されているが、その宗教を字義通りに受け取る人々は潜在的テロリスト (potential terrorist) になり、聖典を字義通りにではなく隠喩的ないしは象徴的なものとして受け取る人々だけが公共的生活 (civic life) とそれに必要な寛容に適しているのだろうか。宗教的聖典を字義通りに読むことが、どうしてハイジャック、殺人、そしてテロリズムに転換されるのだろうか。

現在雑誌や新聞などで書かれていることをこのように解釈することは、あるいはそれらを「戯画化」しているように思われるかも知れないが、結局のところそれらの記事に見られるのは、「文明の衝突 (the clash of civilisations)」などではなく「文明内部での衝突 (the clash inside civilization)」なのだ。つまり「良いムスリム」と「悪いムスリム」を区別することが重要なのだ。その際に注意すべき点は、これらの記事が言おうとしているのは、善人と悪人の区別ではなく、たまたまムスリムだった犯罪者と公共的意識を身につけた市民との区別でもなく、あくまでも「良いムスリム」と「悪いムスリム」との区別なのである。前者は穏健なイスラーム、真のイスラームとされ、後者は過激主義的な政治的イスラームと見なされている。つまりは9・11事件のテロリストたちは単に飛行機をハイジャックしただけではなく、真のイスラームを意味するイスラーム教そのものをハイジャックしたのだ。

本論説では言及されていないが、こうした言説を生み出したのはハンチントンとルイスであった。事実ハンチントンは1993年に発表された論文“The Clash of Civilization?” (*Foreign Affairs*, Summer 1993. 疑問符に注意せよ) において、世

界政治が新しい段階に突入しつつあることを強調しながら「私の仮説によれば、この新しい世界における紛争の根源的原因は主としてイデオロギー的でも経済的でもないのである。人類の間での巨大な分裂と紛争の主要な原因は文化的なものになるだろう。国民国家は依然として世界情勢（world affair）における最も強力なアクターである続けるだろうが、地球規模での政治（global politics）の主要な紛争は文明を異にする国民と集団の間で発生することになるだろう。文明の衝突が地球規模での政治を制圧するだろう。文明間を隔てる断層線（fault line）こそが未来の戦闘線（battle line）になるだろう」と述べている⁽¹⁰⁾。

またハンチントンの「文明の衝突」論に「ヒントを提供した」（マムダーニ）と言われる論説「イスラームの憤怒の根源」（“The Roots of Islam Rage: Why so many Muslim deeply resent the West and Why their bitterness will not easily be mollified”, in: *Atlantic Monthly*, September 1990）を発展させた *What Went Wrong: The Clash Between Islam and Modernity in the Middle East*, New York: Perennial, 2003; First Edition Published under the Subtitle of “Western Impact and Middle Eastern Response”, by Oxford University Press, 2002〔邦訳『イスラーム世界はなぜ没落したか？——西洋近代と中東』（白杵 陽監訳、今松 泰・福田義昭訳、日本評論社、2003年）〕においてルイスは、イスラーム世界に決定的欠如しているものは「自由（Freedom）」、「市民社会（Civil Society）」、「寛容（Tolerance）」、「世俗主義（Secularism）」、「デモクラシー（Democracy）」など——要するに「近代性（Modernity）」なのだ論じている（前掲邦訳、235-236頁）。

こうしたルイス＝ハンチントン流の「文化の話法」はさらに現実政治の領域にも蔓延してゆく。一例を挙げればトニー・ブレアは2007年に発表された論文「グローバルな価値観を守るための戦い」（“A Battle for Global Values”, in *Foreign Affairs*, January/February, 2007）において、「私見によれば、われわれが直面している状況は確かに戦争ではあるが、在来型の戦争とはまったく質を異にする戦争であって、在来的方法では勝利を得ることが覚束ないような種類の戦争なのだ。

われわれがグローバルな過激主義に対する戦いに勝利するためには、武力と同程度に価値観のレベルでの戦いに勝利しなければならない。さらに彼はこの戦いにおいて争われているのは「体制転換 (regime change)」などではなく「価値観転換 (values change)」であり、究極的には「心と精神のための戦い (the battle for hearts and minds)」あるいは「近代性をめぐる戦い (a battle about modernity)」なのだと述べている⁽¹¹⁾。

ではこうした「文化の話法」によって何が隠蔽されているのだろうか。それはマムダーニの『アメリカン・ジハード——連鎖するテロルーツ』第1節のタイトル「文化の話法、あるいはイスラームと政治を語らない方法」が余すところなく示している。すなわちそれはグッドマンとの対談で彼が「なぜならダルフールは歴史のない場所 (a place without history) であり、政治のない場所 (a place without politics) だからです。それはたんに地図の上の一点にすぎません」と述べているように、イスラーム世界のみならず人類の文化全体からその現実的政治性を脱色し、逆説的に文化を「政治化」することなのである。こうした言説の原型は、マムダーニも述べているように (前掲邦訳, 24頁) ヘーゲルの歴史哲学にある。それを総称的に「文明論ないしは文明史」と呼べば、その系譜はヘーゲル (『歴史哲学』1822-31年) に始まりブルクハルト (『世界史的考察』1868-71年)、シュベングレー (『西洋の没落』1918年)、トインビー (『ナショナリティと今次の戦争』1915年; 『戦争と文明』1951年) へと到る一連の言説体系をなしている⁽¹²⁾。事実シュベングレーはこう述べている。

◀問題は歴史それ自身の具体的な事実が或る時期に現れているという事ではなくその現れることに依って意味し、暗示するところの事である。或る一世紀の政治的意味を「説明する」為に、宗教的な、或は必要とあれば芸術史的な事実を引用すると、現代の歴史家は余計な事をする信じている。然し彼等は、具体的な歴史が表現であり、徴候であり、形を取った精神で

ある限りは決定的なものであるにも拘らず、その決定的なものを忘れてい
るのである」〔『西洋の没落』（村松正俊訳、桜井書店、1944年）24頁。表記
を一部改変〕。

こうした文明論的言説に対してマムダーニが採る対抗的な言説戦略は「政治
的イスラームを冷戦構造のコンテクストに置くこと」（前掲邦訳、68頁）である。
さらには「文化の話法」という言説戦略自体をも具体的かつ政治的コンテクス
トに置いて解体すること、すなわち「歴史」を何ものかの「表現」ないしは「徴
候」と見なすことを断固として拒否することなのである。あるいは、まさにそ
れこそがマルクスが『ルイ・パナパルトのブリュメール18日』などで行なっ
たことだと言えるかも知れない。おそらく *Saviors and Survivors: Darfur, Poli-
tics, and the War on Terror* (Pantheon, 2009) は現代の『ルイ・ボナパルトのブリュ
メール18日』として読むべきなのだ。なぜなら本書の眼目は「『人道的介入』
としてドレスアップされた強力な西洋ロビーの執拗な要請を脱構築する」〔本
書カバーより引用〕ことにあるからである。しかしその点に関して更に議論を
深めることは、本論の趣旨を逸脱するので、最後にマムダーニが採用した対抗
戦略に関して若干の問題提起をして結びとする。

第一に、「文化の話法」あるいは「文明論／文明史」という言説に対抗する
代替戦略としての「権利の話法 (Rights Talk)」の問題である。確かにマムダー
ニは「ダルフル救済同盟」的な人権擁護運動には疑念を提示し、サマンサ・
パワーやニコラス・クリストフ的な「人道的介入」に潜在するある種の「いか
がわしさ」や、ウィリアム・イースタリー⁽¹³⁾ による著書 (William Easterly, *The
White Man's Burden: Why the West's Efforts to Aid the Rest Have Done So Much Ill and So Much
Little Good*, London: Penguin, 2006) の翻訳版〔ウィリアム・イースタリー『傲慢な
支援』、小浜博久・他訳、東洋経済新報社、2009年〕の書名を借用すれば、西
洋人による「傲慢な支援」を批判している。さらに言えばスラヴォイ・ジジェ

クが述べているように、「かつての南アフリカのアパルトヘイト支持者の試み」はユーゴスラヴィアへのNATOによる空爆と同様に「政治的、経済的利害には全然言及せずに、純粋に規範的関心から遂行された（あるいはすくなくとも遂行されたようにみせた）」ものであり、その基盤にある「『人権』という新たに出現しつつある規範はそれとはまったく正反対のものがまとう見せかけの形態である」〔スラヴォイ・ジジェク『全体主義観念の（誤）使用について』（中山徹＋清水知子訳、青土社、2002年）288頁、289-290頁〕とさえ言えるのかも知れない。だがマムダーニは「人権」という理念そのものを否定しているわけではない。事実、彼は *Beyond Rights Talk and Culture Talk: Comparative essays on Rights and Culture*, Cape Town: David Philip Publishers, 2000 という論文集の編著者であり、その「序説」の中で元の南アフリカ東部のナタール州にあった黒人居住区クワズールに住む女性と、スーダンの首都ハルツームに住む女性と、そしてパリのソルボンヌに女性が権力に抵抗する際に、それぞれ「慣習 (custom)」と「尊厳 (dignity)」と「権利 (rights)」に依拠することを指摘し、「文化の話法」と「権利の話法」を比較しつつ後者の普遍性を検討しているのである。

管見に属するかぎり「権利の話法 (Rights Talk)」という表題の本 (*Right Talk: The Impoverishment of Political Discourse*, New York: Pree Press, 1991) を初めて出版したのはマリー・アン・グレンダン⁽¹⁴⁾であるが、少なくともマイケル・イグナティエフがこの語彙の普及に貢献したことは確かである。『ライツ・レヴォリューション——権利社会をどう生きるか』（金田耕一訳、風行社、2008年）や『人権の政治学』において彼が追求しているのは、グレンダンの「権利の話法」批判に対して「人権」という理念、さらにはその理念に基づく「人道的介入」をどのようにして正当化するかという問題なのだ。その際に彼が用いた言説上の戦略は意外なほどにマムダーニの考え方に接近している。すなわち彼は「人権」という理念を、何か絶対的・超越的なものとして正当化・普遍化する（「偶像崇拝として人権」）のではなく、あくまでも現に紛争の渦中にある犠牲者を救済す

るためのプラグマティックな道具としてその理念を利用する（「政治としての人権」）ことの重要性を強調するのである。上述したように『人権の政治学』に登場するコメンテーターのひとりであるアンソニー・アッピアがママダーニに言及しながら、次のように述べていることはけっして偶然ではない。

《要するに、私は、人間の目的に役立つ実践的な道具としての有用性を強調したいのです。というのは、そうすることで、人権についてのより広いコンセンサスを集めることができると信じているからです。私は集団の法的権利について——成員権、団体権の双方について——よろこんで賛成しますが、それは、そうした権利が諸個人の生活と可能性をより豊にするのに役立つ道具であるかぎりのことなのです。／人権をローカルなものにし、団体権よりも個人としての権利を優先すること。このふたつはいずれも、本論でマイケル・イグナティエフが提案した主要な論点でもあります。ですから、私のコメントは、イグナティエフがきわめて役立つかたちで私たちの前に提示してくれたテーマのいくつかを敷衍して論じたものだというふうに、彼が——そして皆さんも——受けとっていただければ幸いです》（前掲邦訳、185頁）。

確かにスーザン・ソントグの遺児であるデイヴィッド・リーフ（David Rieff）が、「本書は敗北の物語である」という一節で始まる *Slaughterhouse: Bosnia and the Failure of the West*, London: Vitage, 1995 や *A Bed for Night: Humanitarianism in Crisis*, London: Vintage, 2002 で述べているように、これまでの「人道的介入」は「西洋の失敗」だったのかも知れない〔比較的最近リーフが『ニュー・リパブリック』誌に執筆した「人道的介入」および対外援助に関連する論説としては、“The End of Hunger”, January 2, 2010; “NG-Uh O: The Trouble with Humanitarianism”, June 10, 2010; “Imagine (With Apologies to John Lennon)”, June 23, 2010;

“Is Internet Marketing Americans More Willing to Intervene in Faraway Countries?”, June 27, 2010; “Imagine (With Apologies to John Lennon)”, June 23, 2010; “Armchair Experts”, June 27, 2010; “First, Do No Harm”, July 12, 2010; “Imagine (With Apologies to John Lennon)”, June 23, 2010; “Justice Begins at Home”, July 20, 2010; “How NGOs Became Pawns in the War on Terrorism”, August 3, 2010; “Losing Hearts and Minds: Development and Its Discontents”, August 16, 2010; “Hillary Clinton’s Naïve, Muddled Approach to Development”, August 23, 2010; “At Least President Bush Was Sincere About Afghanistan”, August 31, 2010; “The Unwisdom of Crowds”, September 6, 2010; “If Disaster Aid Is Key to the War on Terrorism, Then Why Won’t Obama Appoint Someone to Coordinate Disaster Aid?”, September 17, 2010 がある。これらの論説の中で最も注目すべきものは “At Least President Bush Was Sincere About Afghanistan”, August 31, 2010 である。この論説においてリーフは、たとえそれが間違っただとしても、ブッシュには少なくともアフガニスタンへの軍事介入に取り組む「真摯な (sincere)」姿勢があったが、オバマ政権には軍事介入を明確に定義し正当化するという意志がまったく欠如している。したがってそういう軍事介入は「道徳性がない戦争、戦われてはならない戦争、オバマ政権が自らの名誉を回復しようというつもりがあるのなら直ちに終結されなければならない戦争」なのだと結論付けている。しかし「人間を昆虫と同じように分類できるものと考えて、何百万、何千万という集団をひとまとめに、平然と『善』『悪』のレッテルを貼れるときめてかかる考え方」(ジョージ・オーウェル「ナショナルリズム覚書」) が人間から払拭され、カントの言う「永遠平和」⁽¹⁵⁾ が達成されないかぎり、それ以外にどんな方法があるのだろうか。こうして私の考察は再び本論の冒頭に掲げた *The Lesser Evil: Political Ethics in an Age of Terror*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2005 へと回帰するのである。

第二に、紛争処理に関する「真実和解委員会 (The Truth and Reconciliation and Commission: TRC)」の役割についての問題がある。人権保護の名目によってなされる「人道的介入」と同様に、いやそれ以上に困難なのは、紛争処理後も当

事者間に残存する憎悪という感情をいかにして緩和し相互信頼の上に立った社会を構築するか、また当該紛争が「ジェノサイド」として認定された場合には、その実行犯をどのように処罰するかという問題である。後者に関しては1998年に採択された「国際刑事裁判所ローマ規定」に基づき2003年に設置された「国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) の管轄権に属するが、前者に関しては何らかの恒久的制度は未だ確立されていない。ダルフル紛争に関しては上述したように、安保理決議1503号によって本案件はICCの検察官に付託されるとともに、スーダン社会全体の和解と宥和を目指す「真実和解委員会」などの機構を設置する必要性が強調された。ちなみに2005年3月31日に安保理において採択された決議の内容は以下の通りである。

- (1) 2002年7月1日以降のダルフルでの事態に関連する案件をICCの検察官に委託すること。
- (2) スーダン政府およびすべて当該地域の紛争当事者に対して、ICCおよび同裁判所検察官へのあらゆる支援を含む完全な協力を要請すること。
- (3) 安保理または「アフリカ連合」が承認した活動において疑われる行為もしくは過失を行なった、スーダン領土外のローマ規定の非締結国の市民ならびに(現役か否かを問わず)すべての政府関係者は、当該国からの明示的な権利放棄がなされない限り、部隊派遣国の専属管轄権に服すること。
- (4) ICCに対して、ローマ規定に基づきダルフル領土内における法の支配 (rule of law) を促進し、人権を保護し、免責特権 (impunity) を廃止することを目指し、各国とくに「アフリカ連合」諸国との協力など、具体的な協力の枠組みを構築することに資する協力関係を推進すること。
- (5) 「真実和解委員会」など、スーダン社会全体の和解と宥和を目指す機構を設置する必要性を強調すること。

ところで説明が前後するが、「真実和解委員会 (TRC)」とはどのようなもの

なのだろうか。それは独裁政治、内戦、および人種差別など、公権力や軍事力によって、あるいは政府機関と反政府組織との間でのテロリズムなどの暴力の応酬などによって、かつて人々の生命や自由などに対する深刻な人権侵害をこうむった過去の歴史を抱える国々が、そのような過去の過ちを発見・公表することによって、人々の間に過去から累積してきた葛藤・軋轢を解消ないしは清算するために、各国毎に設置される機構の総称であり、具体的名称はそれぞれの場合に応じて少しずつ異なっている。それらの中で最も有名なのは、「南アフリカ共和国」における人種隔離政策（アパルトヘイト）に対して設置されたTRCであり、その委員長を務めたデズモンド・ムピロ・ツツ（Desmond Mpilo Tutu）に対して1984年に「ノーベル平和賞」が授与された。ちなみにデズモンド・ムピロ・ツツは1931年に生まれ、その後ロンドン大学キングス・カレッジで神学を学び、アパルトヘイト撤廃運動で活躍した平和運動家であり、かつアングリカン・コミュニオン（「英国国教会」）南アフリカ聖公会のケープタウン大主教でもある。

しかし本論では南アフリカ「真実和解委員会」が果たした歴史的偉業については先行研究⁽¹⁶⁾に譲り、もっぱらマーサ・ミノウの研究（Martha Minow, *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence*, Boston: Beacon Press, 1998 [邦訳『復讐と赦しのあいだ——ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』（荒木教夫・駒村圭吾訳、信山社、2003年）]、とくに同書「第四章 真相解明委員会（Truth Commissions）」に依拠しながら、紛争処理後も当事者間に残存する憎悪という感情をいかにして緩和し相互信頼の上に立った社会を構築するかという問題について若干の理論的考察をする。なおミノウとマイケル・イグナティエフは1999年にスウェーデン主導で設立された「コソボに関する国際独立委員会（Independent International Commission on Kosovo）」のメンバーだった。同委員会の報告書は Independent International Commission on Kosovo, *The Kosovo Report: Conflict, International Response, Lessons Learned*, Oxford: Oxford Univer-

sity Press, 2000 として出版されている。

ところで同書「第4章 真相解明委員会」の冒頭にはエピグラフとして、マイケル・イグナティエフの「しかし、真実だからといって必ずしも信じてもらえるとは限らない。真実に癒しの力があると信じるのは、真実を妄信することに等しい」(Michael Ignatieff, “The Elusive Goal of War Trials”, *Harper's* March 1996, reprinted in “Article of Faith, Index on Censorship”, *Harper's*, September/October 1997, 15, 16-17.) という文章が掲載されている。ある意味で、「真実和解委員会」という制度的枠組みが持つふたつのジレンマはイグナティエフのこの文章に尽くされていると言えるだろう。と言うのも、第一に「真実和解委員会」という制度的枠組みの「正当性は癒し (healing) という目標に依拠しているが、そこには、委員会に正式に提出された被害者・加害者の証言こそが個人や国家全体に対し癒され得る機会を提供するはずだという想定が働いている」(前掲邦訳, 99頁) からだ。もしもイグナティエフが言うように「真実に癒しの力があると信じるのは、真実を妄信することに等しい」ならば、「真実和解委員会」という制度的枠組みの正当性は根底から覆ることになるだろう。

第二のジレンマは被害者と加害者との間での非対称性に関わるものである。ミノウはガートン・アッシュの論説 (“True Confessions”, in: *The New York Review of Books*, July 17, 1997) の一節を引用しながらこう述べている。

《ティモシー・ガートン・アッシュは、このような委員会の構成の結果〔「真実和解委員会」が三つの小委員会——人権侵害小委員会 (Committee on Human Rights Violation), 恩赦小委員会 (Committee on Amnesty), 賠償・回復小委員会 (Committee on Reparation and Rehabilitation)——から構成され、それぞれに手続きなどに違いがあることを指す——引用者〕, 「免責を受けた殺人者は直ちに自由の身になれる」一方で、その被害者は賠償に関する決定を待たなければならない、と指摘する。このこと〔つまり、加害者は真相を

証言することによって免責を得られる一方で、被害者は人権侵害小委員会
で被害の事実を証言しても、賠償・回復小委員会の賠償提案と政府による
その実行を待たなければならないという非対称性が存在すること——翻訳
者による補足〕は、個々の被害者や社会全体にとって TRC 人権侵害小委
員会での証言・聴聞の公式手続には他の小委員会にはない独自の価値を持
つわけではない、ということを含意している。確かに注意を喚起する反対
意見ではある。果たして、過去の虐殺に関し公式の手続の下で聞き手に語
りかけることは、個々の被害者と聞き手である国民 (nation) にとって何
か大切なものをもたらし得るのであろうか? > (前掲邦訳, 98 頁)

そもそもガートン・アッシュが南アフリカに赴いたのは、「真実和解委員会」
において共産主義解体後の国々が自らの辛い過去という課題に取り組むために
何をしているか、あるいは何をしていないかについて語り、さらに南アフリカ
が「新しい南アフリカ」を樹立するための一歩として、その辛い過去 (difficult
past) について何をしているかを学ぶためだった。ガートン・アッシュが「共
産主義解体後の国々が自らの辛い過去という課題に取り組むために何をしてい
るか、あるいは何をしていないかについて」書いたのは *The File: A Personal
History*, New York: Vintage Books, 1997 [邦訳『ファイル——秘密警察 (シュター
ジ) とぼくの同時代史』(今枝麻子訳, みすず書房, 2002 年)] においてだった。
本書において彼は 1978 年に歴史家の卵としてナチス時代の資料を求めてベル
リンへ旅立つ。当時は「ベルリンの壁」によって東西に分断されていたベルリ
ンでの研究の日々を秘密警察がつぶさに記録していた。もうひとりの自分、す
なわち秘密警察にファイルされていた「ロミオ」というもうひとりの自分と対
面させられた「ぼく」は、秘密警察のファイルを手掛かりにドイツの過去と向
き合うのだった。そこから浮かび上がってきたものは独裁体制 (Dictatorship)
の下で暮らす人々の苦悩だった。1998 年に発表された論説 (“Truth about Dicta-

torship”, in: *The New York Review of Books*, February 19, 1998) の冒頭でガートン・アッシュは、「諸国民 (nations) が辛い過去について何をなすべきかという問いこそが現代の大きな主題のひとつである」と述べている。

The File: A Personal History という書名が示すように、そこでは彼の「個人史 (personal history)」の問題だったものが、今や「諸国民 (nations)」的課題となっている。先に引用したミノウの文章の中で引用されているガートン・アッシュの言葉の背後にあるのは、かつて「被害者」だった「ぼく」の思いだったのかも知れない。アパルトヘイト以後の南アフリカには、いわば無数の「ぼく」がいるのだ。そういう「ぼく」たちが求めているのは「加害者」への処罰なのか、「賠償」なのか、それとも「真実」が持つと想定された「癒しの力」なのか…。そしてミノウが編集した論文集の題名 (Martha Minow, *Breaking the Cycle of Hatred: Memory, Law and Repair*, Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2002) を借用すれば「憎悪のサイクルを切断する」ものはいったい何なのか。その答えを求めて「現在の歴史家」[cf. *History of the Present: Essays, Sketches, and Dispatches from Europe in the 1990s*, New York: Vintage, 1990] としてのガートン・アッシュは「現代」という時空間へと旅立つのだった。その旅行記のひとつが本論の冒頭に掲げた *Free World: Why a crisis of the West reveals the opportunity of our time*, London: Penguin Books, 2005 なのである。こうして私の考察は再び本論の冒頭に掲げた問いへと回帰するのである。

最後に第二のジレンマとして前述した被害者と加害者との間での非対称性に関わる問題点について若干の指摘をして、本稿を閉じることにしよう。ミノウは *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence*, Boston: Beacon Press, 1998 [邦訳『復讐と赦しのあいだ——ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』(荒木教夫・駒村圭吾訳, 信山社, 2003年)] の「第6章 歴史と向き合う」の中で、記憶と忘却に関して次のように述べている。

《が、ジャン・ボードリヤールは「抹殺行為を忘れることはそれ自体が抹殺行為である」と言う。…(中略)…ミラン・クンデラのフレーズは全体主義に対する抵抗を次のように要約している。「権力との闘いは、忘却に対する記憶の闘いである」、と。ティモシー・ガートン・アッシュは「犠牲者とその親類は、誰が彼らと彼らの愛する者に災厄をもたらしたのかを知る権利がある」と主張している。さらにこれに付け加えて、記憶とは政治の一手段であって、「過去の汚れた断片は周期的に頭をもたげ、しばしば汚れたやり方で現在の政争に利用される」とも言う。》〔前掲邦訳、182-183頁。引用文中のガートン・アッシュの文章の出典は“Truth about Dictatorship”である〕。

ここでは記憶と政治、あるいはミノウが言う「記憶の過剰と不在という二極化した危険」(前掲邦訳、183頁)という、現代世界に生きる私たちにとってきわめて切実な課題が浮き彫りにされている。すなわち、かつて敵対者だった集団間に真の「和解」をもたらすものは「記憶」とそれに基づく「真実」の解明なのか、それとも「忘却」なのかという問題である⁽¹⁷⁾。この問題をさらに敷衍すれば、人と人との関係はどうあるべきかという問いに関わってゆく。そしてその問いは、私たちをマイケル・オークショットの「企業的結社 (enterprise association)」と「公民的結社 (civil association)」という二分法へと導くのである。私見を述べれば、現在の私たちにとって必要なのは適度な「忘却」なのではないだろうか。それを人と人との関係に置き直してみれば、私たちにとってより切実なニーズは他者との過剰な「密着」よりも、むしろ他者との適度な「距離」あるいはノーマン・ジェラス (Norman Geras) の著書の題名を借用すれば「相互の無関心 (Mutual Indifference)」〔cf. Norman Geras, *The Contract of Mutual Difference: Political Philosophy After The Holocaust*, 1998〕⁽¹⁸⁾ なのではないだろうか。そしてそれがアビシャイ・マーガリットの言う「品位ある社会 (decent soci-

ety)」〔cf. Avishai Margalit, *The Decent Society*, 1996〕へと私たちを導くことになるのではないだろうか。今それを詳細に論じることはできないが、最後に2010年8月6日に永眠したトニー・ジャットへのガートン・アッシュによる追悼文〔“Tony Jutt (1948-2010)”, in: *The New York Review of Books*, September 30, 2010. なお同号にはトニー・ジャットの最後の論説“Captive Minds”が掲載されている〕の中の次のような一節を引用することをもって本稿を閉じる。

「エッセイストそして政治コメンテーターとして彼（トニー・ジャット——引用者）は、*spectateur engagé* すなわち政治に深く関与しながらも自立的でありかつ批判的／批評的な知識人だった。」〔引用文中の *Spectateur engagé* はレイモン・アロンの著書名に由来するもので、わが国では『政治参加する観察者』と訳されている。杉山光信『モラリストの政治参加——レイモン・アロンと現代フランス知識人』（中公新書、1987年）参照。ちなみにジャットにはアロンを含むフランス知識人に関する著書『知識人の責任——ブルム、カミュ、アロン』（長谷川一年・他訳、晃洋書房、2009年）がある〕。⁽¹⁹⁾

注

- (1) アルメニアの場合に比べて「スーダン」についての邦語文献ないしは邦訳文献は極端に少ない。管見に属するかぎり「スーダン紛争」ないしは「スーダン内戦」および「ダルフル戦争」ないしは「ダルフル紛争」に関連するものとしては、富田正史『スーダンにおける国民統合』（晃洋書房、1992年）；栗本英世『民族紛争を生きる人びと——現代アフリカの国家とマイノリティ』（世界思想社、1992年、とくに第I章「戦後から戦前へ——スーダンの内戦」および第II章「銃と自律——バリ人とスーダン内戦」）；富田正史『エミン・パシャの〈アフリカ分割〉の時代』（第三書館、2001年）；同『スーダン——もうひとつの「テロ支援国家」』（第三書館、2002年）；西谷修編『グローバル化と奈落の夢』（せりか書房、2006年）；ダウド・ハリ『ダルフルの通訳——ジェノサイドの目撃者』（山内あゆ子訳、ランダムハウス講談社、2008年）；ハリマ・バシール & ダミアン・ルイス『悲しみのダルフル』（真喜志順子訳、PHP研究所、2010年）および「世界情勢」研究会『世界紛争地図』（角川SCC新書、

2010年)などがある。これに反し「スーダン」に関する英語文献は多数あるが、ここでは筆者が直接参照できた *Jok Madut Jok, Sudan: Race, Religion and Violence*, Oxford: A OneWorld Book, 2007 を挙げるに止める。なお Jok Madut Jok による他の著作としては *Militarization, Gender and Reproductive Health in South Sudan*, New York: The Edwin Mellen Press, 1998 および *War and Slavery in Sudan*, PA: Pennsylvania University Press, 2001 がある。

以下の記述は主として栗本英世『民族紛争を生きる人びと——現代アフリカの国家とマイノリティ』(世界思想社, 1992年, とくに第I章「戦後から戦前へ——スーダンの内戦」および第II章「銃と自律——パリ人とスーダン内戦」); 富田正史『スーダン——もうひとつの「テロ支援国家」』(第三書館, 2002年); 世界情勢を読む会編著『改訂新版 面白いほどよくわかる世界の紛争地図』(日本文芸社, 2008年, とくに「コンゴ」の項); 「世界情勢」探研究会『世界紛争地図』(角川 SCC 新書, 2010年)およびウィキペディアの「スーダン」と「ダルフル紛争」の項やその英語版“Sudan” (<http://en.wikipedia.org/wiki/Sudan>) および “War in Darfur” (http://en.wikiprdia.org/wiki/War_in_Darfur) を参考にしながら筆者が再構成したものである。なお「ダルフル戦争」ないしは「ダルフル紛争」に関する外国語文献としては Julie Flint and Alex de Waal, *Darfur: A Short History of A Long War*, London and New York: Zed Books, 2005; Gerard Prunier, *Darfur: The Ambiguous Genocide*, Ithaca, New York: Cornell University Press, 2005; Adam Jones, *Genocide: A Comprehensive Introduction*, London: Routledge, 2006; M.W. Daly, *Darfur's Sorrow: A History of Destruction and Genocide*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007; Brian Steidle and Grechen Steidle Wallace, *The Devil Came Back on Horseback: Bearing Witness to the Genocide in Darfur*, New York: Public Affairs, 2007 および古代ギリシアから「ダルフル紛争」に到るジェノサイドの事例を採り上げその歴史を網羅的に研究した Ben Kierman, *Blood and Soil: A World History of Genocide and Extermination from Sparta to Darfur*, New Haven: Yale University Press, 2009 [なお本書の裏表紙には「ベン・キーマンはこれまでに私が読んだ中で最も広範囲に渡る、人間の内に潜在しているジェノサイへと向かう性向の歴史を提供してくれた。…本書は敬服すべき重要な書物である」というマイケル・イグナティエフの推薦文が掲載されている] を初めとして多数存在するが、その情報のほとんどは “Bibliography of the War in Darfur” (http://wikipedia.org/wiki/Bibliography_of_the_Darfur_conflict) より入手可能。

- (2) オバマ大統領は2008年5月9日に発表したステートメントでこう述べている。
「ダルフルではジェノサイドが進行中である。すでに5万人のアフリカ人イスラム教徒が殺害され、スーダン政府と〔スーダンの首都〕ハルツームからの指令に従って武装したアラブ人民兵組織「ジャンジャウィード」によって120万も

の人々が住む場所を奪われてきた。…(中略)…これ〔国連がダルフル支援に乗り出すこと〕は迅速かつ明白な決定であるべきだ。それは単にスーダンに住む人々の命を救うというだけの問題ではなく、当該地域におけるわが国の利益を維持するためにも必要な措置なのである。そして、われわれの活動とリーダーシップは、われわれが一国民 (a nation) として、そして一人間集団 (a people) として何者であるかを示すことになるだろう」(Statement from Barak Obama on Darfur, Sudan (http://en.wikisource.org/wiki/Statement_from_Barak_Obama_on_Darfur_Sudan))。なおオバマ政権のダルフル政策に関しては cf. “Statement by President Obama on Sudan Strategy: U.S. administration releases new strategy to confront in Sudan, The White House, Office of the Press Secretary, October 19, 2006”; “Barak Obama offers Sudan ‘incentives’ in new policy”, in: *Telegraph*, 20 Oct 2009; “Obama administration intensifies efforts in Sudan”, in: *The Washington Post*, August 30, 2010.などを参照。

- (3) 本論説の正式な題名は “The Roots of Muslim Rage: Why so many Muslims deeply resent the West, and why their bitterness will not easily be mollified”, in: *The Atlantic Monthly*, September 1990 である。本論説の著者であるバーナード・ルイス (Bernard Lewis) は 1916 年に英国のロンドンで生まれロンドン大学「東洋アフリカ研究学院 (School of Oriental and African Studies: SOAS)」を卒業後、第二次大戦中は英国外務省に勤務し、その後ロンドン大学教授を務め、1974 年からプリンストン大学教授となり、現在は同大学名誉教授で「英国学士院会員 (Fellow of the British Academy: FBA)」である。本文中にもあるように中東・イスラーム史研究の権威だったが、渡米後は時事評論にも進出しアメリカの中東・イスラーム観形成に対して多大な影響力を及ぼした。しかしエドワード・サイードの『オリエンタリズム』(今沢紀子訳、平凡社ライブラリー、1993 年)において「オリエンタリスト」の典型として批判された。またブッシュ政権とくに「ネオコン」の対イラク政策にも多大な影響を及ぼしたと言われている。多数の著作があるが、翻訳されているものとしては『アラブの歴史』(林武・山本元孝訳、みすず書房、1967 年)；『暗殺教団——イスラームの過激派』(加藤和秀訳、新泉社、1973 年)；『ムスリムのヨーロッパ発見 (上・下)』(尾高晋巳訳、春風社、2000-2001 年)；『イスラーム世界の二千年——文明の十字路口 中東全史』(白須英子訳、草思社、2001 年)；『イスラーム世界はなぜ没落したか? ——西洋近代と中東』(白杵 陽・監訳、今松 泰・福田義昭訳、日本評論社、2003 年)；『聖戦と聖ならざるテロリズム——イスラームそして世界の岐路』(中山元訳、紀伊國屋書店、2004 年)がある。ちなみにルイスが「ネオコン」の思想的支えになっていることについては、『イスラーム世界はなぜ没落したか? ——西洋近代と中東』(白杵 陽・監訳、今松 泰・福田義昭訳、日本評論社、2003 年)の「監訳者解題 バーナード・ルイス——ネオコンの中東政策支える歴史学者」で詳細に述べられている。

- (4) 本書に対する他の書評としては“Agnosticism/Atheism: Good Muslim, Bad Muslim: America, the Cold War, and the Roots of Terror”〈<http://atheism.about.com.od.bookreviews/fr/GoodBadMuslim.htm?>〉; Erin Wiegand “Good Muslim, Bad Muslim” at 〈http://www.lipmagazine.org/articles/reviewiegand/mamadani_p.htm〉; “Good Muslim, Bad Muslim” at 〈<http://www.roamagency.com/pages/9780375422850.shtml>〉; Ali A, “Good Muslim, Bad Muslim: Cracking the Media Code” at 〈<http://www.islamin-sights.com/news/opinion/good-muslim-bad-muslim-crcking-the-media.html>〉; Tariq Ramadan, “Good Muslim, Bad Muslim”, in: *World Muslim Congress*, February 16, 2010; Iqbal Jassat, “Good Muslim, Bad Muslim: Book Review”, in: *Media Monitor*, February 1, 2005 などがある。これらの書評に共通している論点は、イスラム教徒を「良いムスリム=穏健, リベラル, 世俗的」と「悪いムスリム=原理主義者, 過激派, イスラム主義者」に二分する思考に対する批判である。

ちなみにマンダーニ自身は「文化の話法」について次のよう説明している。「文化は世界を近代と前近代に分断し、近代世界だけが内発的動機によって進歩できると主張する。それとは対照的に、前近代的な民族は、検疫と博愛を連結した戦略で遇されるしかない。検疫とは彼らの中から悪魔を清祓する戦略、博愛とは彼らをモダニティの御利益にありつかせる戦略である。この想定は、ある民族の政治は彼らの文化を基礎にして説明される、なぜなら彼らの文化は歴史とも進歩とも無縁だからという点にある。私の第一の主張は、すべての文化は、宗教も含めて、歴史的な文脈で理解されなければならないということである」(前掲邦訳, v頁。原文通り。「第二、第三の主張」については省略した)。ちなみにママダーニ夫人ミナ・ナイル (Mira Nair) は映画監督であり、代表作としては『虚栄の市』がある。管見に属する限り、本書に言及している邦語文献としては鈴木則夫『イスラーム現象——現代世界不可避の思想課題』(『現代思想 特集 イスラームと世界——衝突か抵抗か』, 2006年6月号, 青土社, 150-159頁)がある。本論文は後に単行本『現代イスラーム現象——その恐怖と希望』(国際書院, 2009年)に収録された。なお鈴木則夫『日本人にとってイスラームとは何か』(ちくま新書, 1998年)をも参照。

- (5) 上述の経緯についてはウィキペディアの「スーダン」および「ダルフール紛争」の項を参考にした。
- (6) 本名 Nicholas Donabar Kristof は 1959 年にシカゴで生まれた、「ピューリッツァー賞」を二回受賞しているジャーナリストで、彼を有名にしたのは人身売買やダルフール紛争といったアジアやアフリカにおける人権侵害に光を当てたことだった。彼の著作はすべて妻のシェリル・ウーダン (Sheryl WuDunn) との共著であり、代表的著作として *China Wakes: The Struggle for the Soul of a Rising Power* (Crown Publishers, 1994) [邦訳『新中国人』(伊藤正・由紀子訳, 新潮社, 1996年)];

Thunder from the East: Portrait of a Rising Asia (Nicholas Bearly Publishing, 2000) [邦訳『アジアの雷鳴——日本はよみがえるか! ?』(田口佐紀子訳, 集英社, 2001年)]; *Half the Sky: Turning Oppression into Opportunity for Women Worldwide* (Knopf, 2009) [本書に対する書評としては Martha Nussbaum, "Seeing Women's Rights as a Key to Countries' Progress", in: *The New York Times*, September 8, 2010 がある] などがある。

- (7) 「コンゴ紛争」については米川正子『世界最悪の紛争「コンゴ」——平和以外に何でもある国——』(創生社, 2010年)を参照。本文中の「キヴ」とは「コンゴ紛争」の舞台となっているコンゴ民主共和国東部の州の名前である。
- (8) なおルワンダにおける大量虐殺については、当時の平和維持軍(ルワンダ支援団)の司令官だったロメロ・ダレールと伊勢崎健二による共著『戦禍なき時代を築く(NHK 未来への提言)』(日本放送出版協会, 2007年)およびダレールの自著 *Shake hand with Devil: The Failure of Humanity in Rwanda Genocide*, Random House, Canada, 2003 [本書は風行社より近刊予定]を参照。またダレールの体験をもとにして制作され、2006年に公開されたドキュメンタリー映画『元PKO部隊司令官が語るルワンダ虐殺』およびダレールをモデルにした人物が登場する映画で2006年に公開され、「ジェネオン・エンタテインメント」から販売された『ホテル・ルワンダ』(DVD)をも是非鑑賞することを奨める。なおルワンダ大量虐殺に関する文献としてはフィリップ・ゴレイヴィッチ『ジェノサイドの丘——ルワンダ虐殺の隠された真実(上・下)』(柳下毅一郎訳, WAVE出版, 2003年); Reverien Rurangwa, *Genocide: My Stolen Rwanda: Surviving Rwandan Genocide*, Reportage Press, 1990 [邦訳『ルワンダ大虐殺—世界で一番悲しい光景を見た青年の手記—』(山田未央訳, 普遊社, 2006年)] および吉岡逸夫『漂泊のルワンダ』(牧野出版, 2006年); ジョナサン・ドーゴヴニク『ルワンダ——ジェノサイドから生まれて』(竹内万里子訳, 赤々舎, 2010年)などがある。
- (9) Amy Goodman は 1957年に生まれたユダヤ系アメリカ人で祖父はホロコーストの犠牲者だった。グッドマンは1984年にハーヴァード大学を卒業後、公共ラジオ・テレビ・インターネット・プログラムである *Democracy Now!* の主任ホストを務め、放送ジャーナリスト、コラムニスト、作家として活躍している。彼女は Rights Livelihood Award [この賞は「もうひとつのノーベル賞 (Alternative Nobel Prize)』と言われるほど名誉あるもので、スウェーデン議会によって授与される]を受賞した最初のジャーナリストであり、その他にも多数の受賞歴があり、現在までに出版された著作は以下の通りである。彼女の著作のほとんどは夫のデイヴッド・グッドマンとの共著である。

* 2004 - *The Exception to the Rulers: Exposing Oily Politicians, War Profiteers, and the*

Media That Love Them (with David Goodman).

- * 2006-*Static: Government Liars, Media Cheerleaders, and the People who Fight Back* (with David Goodman).
- * 2008-*Standing up to the Madness: Ordinary Heroes in Extraordinary Times* (with David Goodman).
- * 2009-*Breaking the Sound Barrier* (with a preface by journalist Bill Moyers)

また彼女は著作だけではなく映画界でも活躍している。2006年に彼女はステイーヴン・ヴィットリア (Stephen Vittoria) 監督のドキュメンタリー映画『*One Bright Shining Moment: The Forgotten Summer of George McGovern*』でナレーターを務めた。この映画は1972年ジョージ・マクガヴァンの大統領選挙に焦点を当てたもので、フロリダ半島中部のメキシコ湾に臨む都市サラソタで開催される「サラソタ映画祭 (Sarasota Film Festiva)」の最優秀ドキュメンタリー賞を獲得した。

- (10) 当初は疑問符付きの論文が、単行本化される過程で疑問符抜き of 書名に変わってゆく(「文明の衝突?」→「文明の衝突」)という点では、フランシス・フクヤマの場合(「歴史の終わり?」→「歴史の終わり」)と類似している。この変化は興味深い論点を含んでいるが、ただ言えることはこの変化によって彼らの主張がいわば「私見 (opinion)」から「教義 (doctrine)」へと変貌を遂げたということであろう。「教義」ということによって私が意味しているのは、何らかの程度において現実政治に影響を与えようとする意図をもってなされる体系的言語行為のことである。事実マムダーニはこう述べている。「『文化の話法』は、歴史的な著作の伝統からではなく、コンスタントに政治的中枢に貢献する政策科学の伝統から発生してくる」(前掲邦訳, 29頁)。

ともすれば壮大なホラ話とも思われる『文明の衝突』やそれを日本人向けに要約した『文明の衝突と21世紀の日本』(鈴木主税訳, 集英社新書, 2000年)が、たとえばアメリカの同盟国である日本の「日本文明」を西欧文明, 中華文明, イスラーム文明などと並列する一個の独立した文明と見なしていることに現れているように、実はアメリカの超大国としての地位を守るための周到な戦略に基づいていることは意外に気づかれていないように思われる。ハンチントンの論文「文明の衝突?」に含まれる学術上の欠陥やその政治的意図をめぐる論争を収録した論文集として *Samuel Huntington's The Clash of Civilization?: The Debate*, Foreign Affairs, New York and London, W.W. Norton, 1996 がある。なお臼杵陽『イスラームはなぜ敵とされたのか——憎悪の系譜学』(青土社, 2009年, とくに「第10章 文明の衝突か文明の共存へ」)およびエマニュエル・トッド/ユセフ・クルバージュ『文明の接近——「イスラーム vs 西洋」の虚構』(石崎晴巳訳・解説, 藤原書店, 2008年)をも参照。

- (11) プレアのこうした訴えにもかかわらず、英国では依然として移民対策やテロ対策が大きな問題となっているが、英国での移民政策や対テロ政策に関しては池内恵『イスラーム世界の論じ方』（中央公論社、2008年）を参照。ちなみにプレアは最近出版された自伝 *Tony Blair: A Journey*, London: Hutchinson, 2010, p. 204 で、移民問題について「われわれは1998年から1999年にかけての難民請求の爆発的增加にまったく準備ができていなかった。政権獲得後の3年間に請求の数は3倍、いや4倍にもなった。…その後も世界規模での移民の流れは増加し続けた。わが国だけが問題を抱えていたわけではないが、…瞬く間にヨーロッパの難民首都（asylum capital）というあだ名を付けられることになった。突如として難民請求の数は処理可能な30,000件から100,000件に増加した」と述べている。なお2010年5月に実施された総選挙の敗北の責任を取って党首を辞任したゴードン・ブラウンに代わる新党首を選ぶ党大会が2010年9月25日に実施され、1969年生まれのエドワード・サミュエル・ミリバンド（Edward Samuel Miliband. 通称：Ed Miliband）が兄のデイヴィッド・ミリバンド（David Miliband）を僅差で破り新党首に選出された。ちなみにこの兄弟の父親は英国の著名なマルクス主義政治理論家ラルフ・ミリバンド（Ralph Miliband）である。
- (12) これについては本学部の葛谷彩専任講師による報告「20世紀末ドイツの国家理性論——ハンス＝ペーター・シュヴァルツの国際政治論を手がかりに——」（明治学院大学『法学研究所年報』第22号、2006年度、19-20頁）に対して、私は「文明論／文明史の言説戦略——『20世紀ドイツの国際政治思想』に触発されたさきざきの感想——」という題名でコメントをしたことがある。なお同号には本論とも関係深い論文（高橋文彦「矯正の正義と修復的司法に関する一試論——東ティモール CAVR 調査を契機に——」）が収録されている。ちなみにシュペングラーやトインビーの「文明論／文明史」に関する文献としては山下 新『文明の構造と変動』（創文社、1961年）；同『トインビーと文明論の争点』（勁草書房、1976年）；堤 彪『比較文明論の誕生』（刀水書房、1988年）および堤 彪・吉沢五郎編『比較文明論の試み』（論創社、1981年）などがある。
- (13) William Russell Easterly は経済成長や対外援助を専門とするアメリカのエコノミストであり、現在はニューヨーク大学の経済学教授を務めている。著書としては *The Elusive Quest for Growth: Economisnts' Adventures and Misadventures in Tropics* (MIT, 2001) [邦訳『エコノミスト 南の貧困と戦う』（小浜裕久・他訳、東洋経済新報社、2003年）] がある。なお *The White Man's Burden: Why the West's Efforts to Aid the Rest Have Done So Much Ill and So Much Little Good*, London: Penguin, 2006 に対する書評としては Amartya Sen, "The Man Without a Plan", in: *Foreign Affairs*, March/April 2006 がある。

- (14) Mary Ann Glendon は1938年に生まれ、ローマ教皇庁駐在アメリカ大使を務めたこともあるアメリカの法学者であり、著作としては*A Nation Under Lawyer; A World Made New: Elenor Roosevelt and the Universal Declaration of Human Rights* などがあるが、代表作は*Rights Talk: The Impoverishment of Political Discourse*, New York: Free Press, 1991である。本書に対する書評 (Richard A. Epstein “Rihjts Talk: The Impoverishment of Political Discourse by Mary Ann Glendon”, in: *Harvard Law Review*, Vol.105, No. 5, March 1992, pp. 1106-1123) においてエプスタインが述べているように、本書は現代アメリカにおける個人の権利を過剰に擁護する風潮への批判である。事実、彼女は「人工中絶反対」あるいは「胎児の生きる権利を尊重する (pro-life)」立場を採っている。政治思想的に言えば「共同体主義者 (Communitarianist)」のひとりである。なおグレンデンに関連する論文としては“Review of Mary Ann Glendon’s Rights Talk: The Impoverishment of Political Discourse (1991)” (http://brothersjudd.com/index.cfm/fuseaction/reviews.detail/book_id/1007); Deepak Lal, “Rights Talk”; David J. Klassen, “Rights Talk and God Talk: Religious Faith and Natural Rights” in: Symposium at Newman Centre, McGill University, September 13-15, 2007がある。
- (15) カントが言う「永遠平和」および「世界共和国」という概念については、カント『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3篇』(中山元訳、光文社古典新訳文庫、2006年)を参照。またこれらの概念が持つ革命的意義については柄谷行人『世界共和国へ——資本＝ネーション＝国家を超えて』(岩波新書、2006年)および『世界史の構造』(岩波書店、2010年)を参照されたい。なお『世界史の構造』をめぐる座談会が『文学界』(2010年10月号)、『世界』(2010年10月号)、『群像』(2010年11月号)および『at プラス06』(2010年11月)に掲載されている。また同書をめぐる佐藤優氏との対談「国教を越える革命と宗教——9・11以後の世界と『世界史の構造』」が『中央公論』(2011年1月号)に掲載されている。
- (16) 南アフリカ共和国における「真実和解委員会」に関する英語文献としては Alex Boraine, *A Country Unmasked: Inside South Africa’s Truth and Reconciliation*, Oxford: Oxford University Press, 2001〔邦訳『国家の仮面が剥がされるとき——南アフリカ「真実和解委員会」の記録』(下村則夫訳、第三書館、2008年)〕や神学的立場からこの問題にアプローチする Donald W. Shriver Jr., *An Ethics for Enemies: Forgiveness in Politics*, Oxford: Oxford University Press, 1998; Donald W. Shriver Jr., *Honest Patriots: Loving a Country Enough to Remember Its Misdeeds*, Oxford: Oxford University Press, 2000; Antjie Krog, *Country of My Skull: Guilt, Sorrow, and the Limits of Forgiveness in the New South Africa*, New York: Three River Press, 2008〔邦訳『カントリー・オブ・マイ・スカル——南アフリカ真実和解委員会〈虹の国〉の苦悩』(山下涉登・峯陽一訳、現代企画室、2010年)〕; Priscilla B. Hayner, *Unspeakable Truth: Facing the*

Challenge of Truth Commission, London: Routledge, 2002 (Hardback Edition was published under the subtitle of “Confronting State Terror and Atrocity”, London Routledge, 2001 [邦訳『語りえぬ真実——真実委員会の挑戦』(阿部利洋訳, 平凡社, 2006年). ちなみに本書に「序文」を寄稿しているのは、ティモシー・ガートン・アッシュである。ガートン・アッシュはこの「序文」において、「彼女〔プリシラ・ヘイナー——引用者〕は最も根本的な問いかけ——記憶すべきか忘れるべきか——から出発するが、それはいかにも妥当なものだ。そして、矛盾するように聞こえるかもしれないが、いくぶん記憶し、いくぶん忘れることが、最善の道だと考えている」と述べて、彼女を「*spectateur engagé* (政治参加する観察者)」と呼んでいる——原文通り。傍点は筆者の補足」などがある。また邦語文献としては阿部利洋『紛争後社会と向き合う——南アフリカ真実委員会』(京都大学学術出版会, 2007年); 同『「真実委員会」という選択——紛争処理後の再生のために』(岩波書店, 2008年)および宿谷晃弘『修復的正義と真実和解委員会の理論的基礎——Villa-Vicencioの理論の検討——』(同志社大学『比較法学』41巻1号所収) などがある。

- (17) この問題はわが国ではいわゆる「戦後責任」として論じられているが、これに関する文献として石田 雄『記憶と忘却の政治学——同化政策・戦争責任・集合的記憶』(明石書店, 2000年)がある。またこの問題に関してはキム・ユンシム『^{ヘナム}南海の空へ——戦場からソウルへ、そして未来の日記』(根本理恵訳, パンドラ/現代書館, 2000年)および小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』(集英社新書, 2008年)をも参照。また日本がかつて東アジア諸国の人々に強いた苦痛の記憶をいかにして乗り越え、現在の日本と東アジア諸国との間で「共生」をいかにして達成するかという課題に取り組んだ優れた論文集として Edited by Yoichiro Murakami and Thomas J. Schoenbaum, *A Grand Design for Peace and Reconciliation: Achieving Kyosei in East Asia*, Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar Publishing, 2008がある。また現代世界における「記憶」、「トラウマ」および「癒し」の問題について個別専門分野を横断して論じたものとして Edited by Duncan Bell, *Memory, Trauma and World Politics: Reflections on the Relationship between Past and Present*, London: Palgrave, Macmillan, 2010がある。なおスペインにおける「スペイン内戦」および「フランコ独裁体制」の抑圧の犠牲者をめぐる「記憶」と「忘却」の問題に関しては、加藤伸吾「スペイン『歴史記憶法』の成立過程(2004~2008年)」(『外務省調査月報』外務省第一国際情報官室, 2008年度第4号, 2009年3月, 1-26頁)および飯島みどり「七十年を経て甦る死者たち——スペインにおける『歴史的記憶』回復の闘い」(『世界』2010年12号所収)を参照。
- (18) 本書の著者であるノーマン・ジェラス(Norman Geras)は1943年に南ローデシア(現在のジンバブエ)に生まれて、1962年に英国へ渡りオックフォード大学で学び、

1967年にマンチェスター大学に職を得て2003年に教授として退職した。その間に出版した著作は多数あるが、ここでは代表的なものとして *The Legacy of Lasa Lixemburg* (1976); *Marx and Human Nature: Refutation of a Legend* (1983); *Solidarity in Conversation of Humankind: Ungroundable Liberalism of Richard Rorty* (1995) および編著書として Edited with Robert Walker, *Enlightenment and Modernity* (2005) を挙げるに止める。また代表的論文としては Norman Geras, “Minimum Utoia: Ten Theses”, in: *Socialist Register*, 2000; “On the London Bombings”, in: *TELOS*132 (Fall 2005) などがある。またジェラスは社会主義運動家としても著名であり、とくに彼が発起人となった「ユーストン宣言 (The Euston Manifesto)」は有名である。なお *Marx and Human Nature: Refutation of a Legend* (1983) に対する書評としては鈴木 茂「マルクス〈人間概念〉の背面にあるもの——N・ジェラス『マルクスと人間本性——ある伝説の論駁』——」(『思想』1985年2月号128-143頁)がある。

- (19) トニー・ジャットの「若い世代への遺言」(『出版ダイジェスト』No. 60 2010年 秋 9月10日第2202号3頁より引用)とも言うべき *Ill Fares Land The Land: A Treatise On Our Present Discontents*, London: Allen Lane, 2010 の邦訳が『荒唐する世界のなかで——これからの「社会民主主義」を語ろう』(森本 醇訳)という題名で2010年10月下旬にみすず書房から出版されるた。ちなみに本文に掲げたガートン・アシュの追悼文以外の欧米における新聞および書評紙に掲載された追悼記事は以下の通りである。Michael Elliott, “Tony Judt: A Public Intellectual Remembered”, in: *Time*, August 07, 2010; William Grimes, “Tony Judt, Chronicler of History, Is Dead at 62”, in: *The New York Times*, August 7, 2010; Jamie Doward, “Historian Tony Judt dies aged 62”, in: *The Guardian*, 7 August 2010; Daniel Hannan, “Tony Judt was the foremost chronicler of post-war Europe”, *The Daily Telegraph*, 7 August 2010; Valerie J. Nelson, “Tony Judt dies at 62: leading historian of post-war Europe”, in: *Los Angeles Times*, August 7, 2010; Matt Schudel, “Tony Judt, scholar of European history, dies at 62”, in: *The Washington Post*, August 7, 2010; Saul Goldberg, “Tony Judt: the captivating wit and intellect of my friend and teacher”, in: *The Guardian*, 7 August 2010; “Acclaimed British historian Tony Judt dies aged 62”, *BBC News*, 8 August 2010; Jerome Taylor, “Historian ‘saw the big picture, but went to the heart of the matter’”, in: *The Independent*, 9 August 2010; “Professor Tony Judt”, *Telegraph*, 8 August 2010; Timothy Snyder, “Tony Judt: An Intellectual Journey”, (<<http://www.nybooks.com/bligs/nyrblog/2010/aug/31/tony-judt-intellectual-journey/>> 順不同)。『ガーディアン (*The Guardian*)』の8月9日号には、「先週亡くなったこの卓抜な歴史家トニー・ジャットへの賞賛の証しとして、われわれは彼の最後のエッセイのひとつを公開する」との見出しの下に、『ニューヨーク・レビュー・オブ・ブックス (*The New York Review of Books*)』に連

載された回顧録のエッセイ“Meritocrats”を再録している。これを含むエッセイ集は *The Memory Chalet*, London: Heineman Ltd. として、2010年11月に出版された。同書の邦訳も2011年春にみすず書房から出版されるとのことである。なお同書の「はしがき (Preface)」によればこの回想録の執筆をジャットに奨めたのは、他ならぬティモシー・ガートン・アッシュだった。おそらくジャットの絶筆と思われる最後のエッセイ (“Captive Minds”) が、『ニューヨーク・レビュー・オブ・ブックス』の2010年9月30日号に掲載されている。このエッセイは1911年に生まれて、1980年に「ノーベル文学賞」を受賞した後に2004年にアメリカで死去したポーランドの詩人、作家、エッセイスト、翻訳家であるチェスワフ・ミウォシュについて論じたもので、ミウォシュの作品は多数あるが、邦訳作品としては『囚われの魂』（工藤幸雄訳、時事通信社、1996年）および『ホーランド文学史』（関口時正・他訳、未知谷、2006年）がある。なお Lambert M. Surhone, Martin T. Tennoe, Susan F. Henssonow (Ed.), *Tony Judt: European History, Erich Maris Remarque, New York Review of Books, American Academy of Arts and Science*, Betascript Publishing, 2010 は、トニー・ジャットに関連するウィキペディアの項目を抜粋しただけの高価な割には役に立たない駄本である。

日本におけるジャットの死亡記事は『朝日新聞』（2010年8月9日付け）に掲載され、同時に『共同通信』（同上）が地方各紙に配信している。また『朝日新聞グローブ (ASAHI GLOBE)』の「著者の周辺」では、トニー・ジャットが採り上げられている（〈http://www.globe.asahi.com/author/090803/01_01.html〉参照）。なお『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン (*The International Herald Tribune*)』の「英文朝日」の土曜日版に毎週掲載されている船橋洋一編集長の連載インタビュー“Brave, grave new world”の11回目にトニー・ジャットが登場している。その題名は“Interview with Tony Judt/YOICHI FUNABASHI, Editor in Chief: Globalization will lead to a revival—not decline—of the state”である。この連載インタビューは（〈<http://www.asahi.com/english/TKY201006040374.html>〉）より入手可能〔同インタビューは船橋洋一『新世界 国々の興亡』（朝日新書、2010年）に収録された〕。ちなみに『朝日新聞』（2010年9月25日付け夕刊）の「惜別」欄ではトニー・ジャットが採り上げられている。その中ではサルトルを「臆病」と批判したことや、自分が墓碑銘に「言葉に生きた生涯 (I did words)」という言葉を選んだというエピソードが紹介されている。長年にわたり同世代のひとりとして彼の著作に親しんできた者としては哀悼の念に耐えない。ご冥福を祈る…。